

畜舎における消防用設備等の特例基準の あり方に関する検討部会報告書

令和5年3月

畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会

畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書

目次

1 検討の背景等	3
(1) 検討の背景	3
(2) 検討の体制	4
(3) 検討のスケジュール	5
2 検討の対象とする施設の実態等	6
(1) 検討の対象とする施設	6
(2) 実態調査の結果及び当該結果を踏まえた消防法令上の取扱い	7
ア 保管庫	7
イ 排水処理施設	11
ウ 貯水施設	12
エ 発酵槽	13
(3) 検討の対象とする施設の火災状況調査の結果	14
ア 過去3年間の火災件数及び焼損程度	14
イ 過去3年間の火災による人的被害	15
ウ 過去3年間の火災による平均焼損床面積及び平均損害額	16
エ 過去3年間の火災における鎮火までの経過時間	17
3 検討の対象とする施設における消防用設備等の特例基準	18
(1) 共通事項	18
ア 基本方針	18
イ 特例基準の対象とする条件	19
(2) 各消防用設備等の特例基準の内容	23
ア 消火設備	23
イ 警報設備	26
ウ 避難設備	29
エ 消防用水	30
(3) その他	34
4 その他	36
(1) 畜産関係者等への分かりやすい周知	36
(2) 畜舎等の要件適合の維持等	36

<別添資料一覧>

- 資料 1 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）抜粋
- 資料 2 規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革
推進会議決定）抜粋
- 資料 3 実態調査の結果について
- 資料 4 農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行
規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第3号）
- 資料 5 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改
正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第1号）
- 資料 6 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない
物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上
支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（令和5
年農林水産省・国土交通省告示第1号）

1 検討の背景等

(1) 検討の背景

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定。資料1参照。）では、畜舎に関する規制の見直しとして、「農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の考え方を踏まえ、新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」とされ、「総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。」とされた。

また、規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定。資料2参照。）では、畜舎に関する規制の見直しとして、「農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）の考え方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。」とされ、「総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないよう、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。」とされた。

これらを踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として本検討部会を開催し、畜舎等における消防用設備等の特例基準について検討したものである。

(2) 検討の体制

検討部会の部会員及びオブザーバーは次のとおり。

<部会員 (◎: 部会長) >

(敬称略、五十音順)

國重 慎二	第一総合法律事務所弁護士
倉岡 健一	大隅肝属地区消防組合消防本部予防課長
河野 守	東京理科大学理工学研究科国際火災科学専攻教授
坂本 修三	一般社団法人日本養鶏協会
◎ 関澤 愛	東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授
竹延 哲治	一般社団法人日本養豚協会代表理事長代行
中野 聰範	盛岡地区広域消防組合消防本部予防課長
中林 正悦	全国肉牛事業協同組合理事長
三浦 啓	北海道建築士事務所協会副会長
水木 慶一	とかち広域消防事務組合とかち広域消防局予防課長

<オブザーバー>

全国消防長会

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

農林水産省畜産局企画課

(3) 検討のスケジュール

検討部会及び実態調査のスケジュールは次のとおり。

令和4年11月14日 【第1回検討部会】

- 畜舎等における消防用設備等の特例基準の論点について



令和4年12月13日、14日 【実態調査①】

- ◇ 岩手県岩手郡雫石町、八幡平市

令和4年12月23日 【実態調査②】

- ◇ 鹿児島県鹿屋市、肝属郡肝付町

令和4年12月27日 【実態調査③】

- ◇ 北海道紋別市、紋別郡湧別町



令和5年1月26日 【第2回検討部会】

- 実態調査の結果について



令和5年3月1日 【第3回検討部会】

- 報告書（案）について

2 検討の対象とする施設の実態等

(1) 検討の対象とする施設

畜舎と一体的に建築及び利用される畜産業用倉庫、畜産業用車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）における「畜舎等」の対象となっていたが、規制改革実施計画を踏まえ、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第3号。令和5年4月1日施行。資料4参照。）により、「畜舎等」の対象に畜産業用倉庫、畜産業用車庫、貯水施設及び発酵槽を追加することとされた。また、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について（技術的助言）」（令和4年3月7日付け畜産第1470－1号、国住指第1460－2号、国住街第196－2号）の改正により、排水処理施設が「畜舎等」の対象である「家畜排せつ物を処理するための施設」として取り扱うこととされた（令和5年4月1日施行）。

これを踏まえ、本検討部会では、畜舎と一体的に建築及び利用される次の①～④に掲げる施設について、その利用実態に即した消防用設備等の特例基準の検討を行った。

- ① 保管庫（農業用トラクターなどの畜産経営に必要な車両や飼料・敷料などを保管する施設）
- ② 排水処理施設（養豚や酪農の高水分の家畜ふん尿を処理するための施設）
- ③ 貯水施設（畜産経営を行う上で必要な水を供給する施設）
- ④ 発酵槽（家畜排せつ物を処理するための施設であって、生ふん尿を嫌気発酵させるもの）

(2) 実態調査の結果及び当該結果を踏まえた消防法令上の取扱い

本検討部会では、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の利用実態に応じた合理的な特例基準とするため、これらの施設の実態調査を実施した（資料3参照）。

ア 保管庫

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫は、飼料（牧草など）、敷料（わらなど）、家畜排せつ物の処理や保管に必要なもの（もみ殻、おがくずなど）、堆肥や肥料、農業用トラクターなどの車両や当該車両の燃料などが保管される実態がある。

畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（令和5年農林水産省・国土交通省告示第1号。令和5年4月1日施行。資料6参照。）においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）の防火基準よりも緩和された基準で畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）により保管庫を建築等する場合に畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資として、次の①～⑦及び⑨～⑪に掲げるものが示されている。また、畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両として⑧が、それに付随する物資として、次の⑨～⑪に掲げるものが示されている。

- ① 飼料
- ② 敷料
- ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
- ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
- ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
- ⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病的発生予防又はまん延防止に必要なもの
- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両

- ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料（消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 9 条の 4 に定める指定数量の 5 分の 1 未満のものに限る。）
- ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具

利用実態を踏まえると、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫で、保管される物資等が上記①～⑪に掲げる物資等に限られているものについては、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 32 条の 3 に規定される畜舎等と同様に、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一(15) 項に掲げる防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一(15) 項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。

保管庫の規模が大きくなれば、保管される可燃物の量が増す可能性があり、可燃物の保管量が増すことで、火災危険性は高くなると考えられる。

また、一般的に保管庫は、人の出入りが少ないため、火災の発見が困難であり、保管される可燃物の種類や量によって、火災拡大の危険性が比較的高くなると考えられる。特に、危険物や指定可燃物に該当する物品を一定数以上保管する場合は、その危険性に応じ、それらの保管に関する規制を適用すべきである。

(保管庫の外観)



(保管庫の内観)



(3,000 m²を超える保管庫の外観)



(3,000 m²を超える保管庫の内観)



(農業用トラクター等の車両が保管されている状況)



イ 排水処理施設

畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設は、高水分の家畜ふん尿を処理するための機械が設置される施設であり、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該機械を覆う上屋が設けられる実態がある。

利用実態を踏まえると、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設については、一般的な機械室に該当する防火対象物（令別表第一(15)項）と同様な使用実態があり、一般的な機械室に該当する防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。

(排水処理施設の外観)



(排水処理施設の内観)



ウ 貯水施設

畜舎と一体的に建築及び利用される貯水施設は、給水クッションタンクとして、貯水タンクが設置される施設であり、地域等の事情によっては、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該貯水タンクを覆う上屋が設けられる実態がある。

利用実態を踏まえると、畜舎と一体的に建築及び利用される貯水施設については、一般的な機械室に該当する防火対象物（令別表第一（15）項）と同様な使用実態があり、一般的な機械室に該当する防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。

なお、上屋が設けられず、建築物として取り扱われない場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項に規定される準用工作物に該当するか否かにかかわらず、火災危険性が低いと考えられることから、消防用設備等の規制の対象として取り扱わないこととするべきである。

（貯水施設※の外観）



- ※ 上記写真の貯水タンクは、上屋が設けられておらず、建築物には該当しないものであるため、消防用設備等の設置対象外。
- ※ 上記写真の貯水タンクには消防隊が消火活動時に使用することができるホースの接続口が設置されている（右下の写真参照）。

工 発酵槽

畜舎と一体的に建築及び利用される発酵槽は、生ふん尿を「嫌気発酵」させるための機械が設置される施設であり、地域等の事情によつては、雪・雨避け、凍結・劣化防止などの目的で、当該機械を覆う上屋が設けられる実態がある。

利用実態を踏まえると、畜舎と一体的に建築及び利用される発酵槽については、一般的な機械室に該当する防火対象物（令別表第一(15)項）と同様な使用実態があり、一般的な機械室に該当する防火対象物と同程度の火災危険性であると考えられることから、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うべきである。

なお、上屋が設けられず、建築物として取り扱われない場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項に規定される準用工作物に該当するか否かにかかわらず、火災危険性が低いと考えられることから、消防用設備等の規制の対象として取り扱わないこととするべきである。

（発酵槽※の外観）



- ※ 上記写真の発酵槽は、上屋が設けられておらず、建築物には該当しないものであるため、消防用設備等の設置対象外。
- ※ 上記写真の発酵槽は、家畜の排泄物からバイオマス燃料等の可燃物を製造する施設。

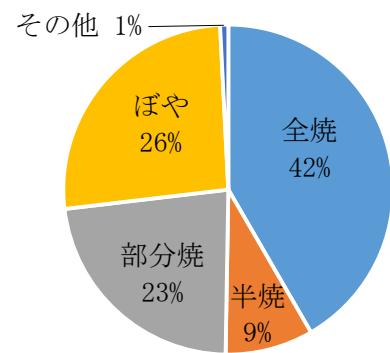
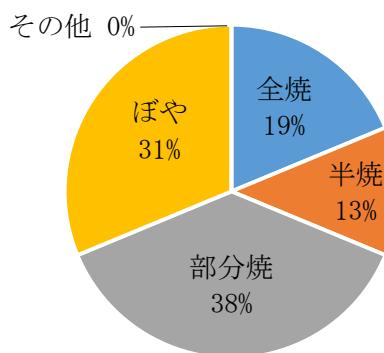
(3) 検討の対象とする施設の火災状況調査の結果

ア 過去3年間の火災件数及び焼損程度

令和元年から令和3年までの過去3年間において、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物（官公署及び事務所を除く。）のうち畜産業の保管庫（以下「畜産業の保管庫」という。）は、令別表第一(14)項に掲げる防火対象物（以下「倉庫」という。）と比較して、全焼となった火災の割合が小さい値となっている。

(過去3年間の火災件数及び焼損程度の比較)

焼損程度	畜産業の保管庫		倉庫	
	件数(件)	割合	件数(件)	割合
全焼	6	19%	623	42%
半焼	4	13%	129	9%
部分焼	12	38%	342	23%
ぼや	10	31%	390	26%
その他	0	0%	12	1%
合計	32	100%	1,496	100%



イ　過去3年間の火災による人的被害

令和元年から令和3年までの過去3年間において、畜産業の保管庫は、倉庫と比較して、火災による死者及び負傷者の人数は小さい値となっている。

(過去3年間の死者数及び負傷者数の比較)

	畜産業の保管庫		倉庫	
	人数	火災100件当たりの人数	人数	火災100件当たりの人数
死者数	0人	0.0人	17人	1.1人
負傷者数	2人	6.3人	158人	11.0人

ウ　過去3年間の火災による平均焼損床面積及び平均損害額

令和元年から令和3年までの過去3年間において、畜産業の保管庫は、倉庫と比較して、火災による平均焼損床面積は及び平均損害額は小さい値となっている。

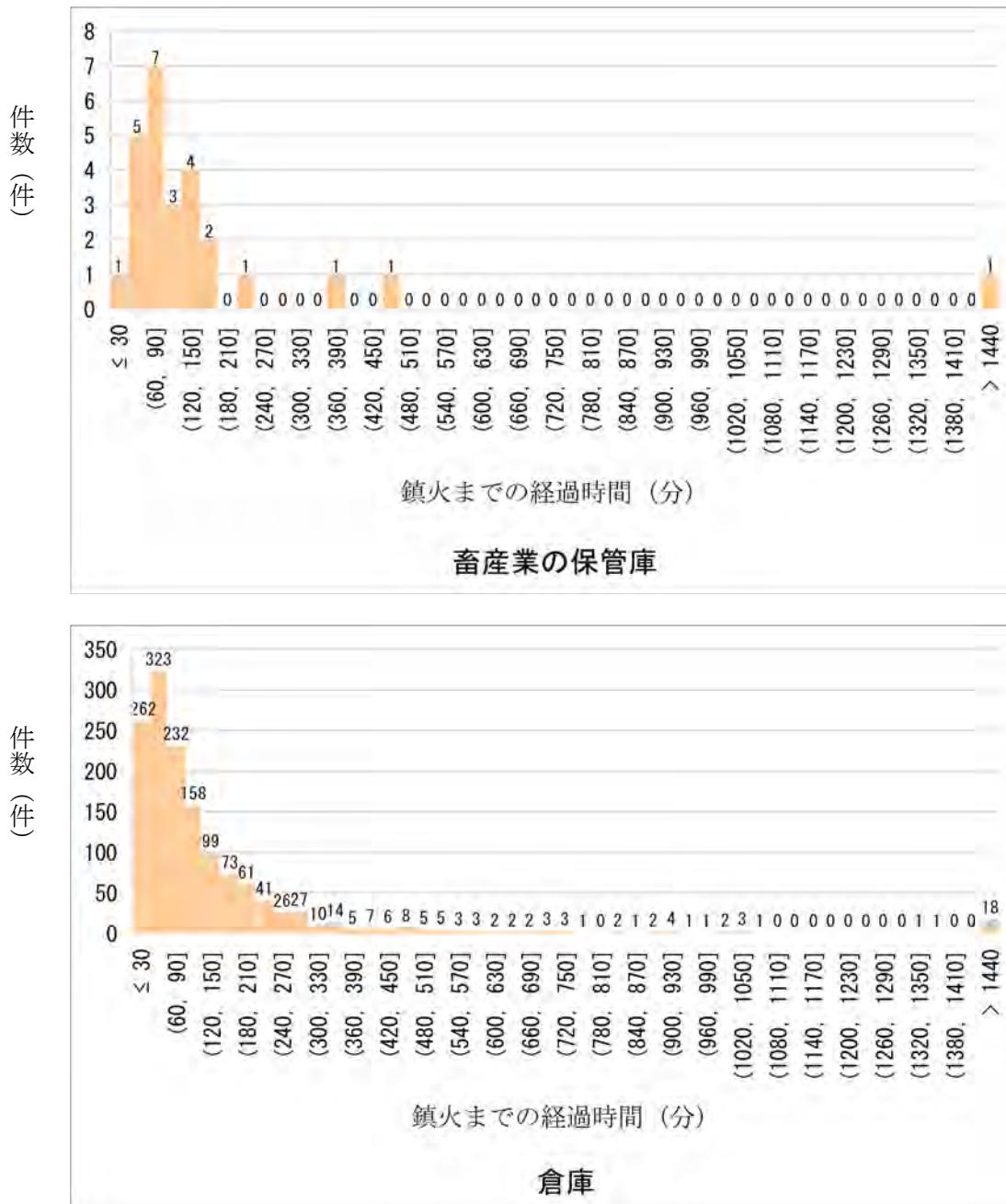
(過去3年間の火災による平均焼損床面積及び平均損害額の比較)

	畜産業の保管庫	倉庫
平均焼損床面積	88 m ²	151 m ²
平均損害額	2,236 千円	30,907 千円

エ 過去3年間の火災における鎮火までの経過時間

令和元年から令和3年までの過去3年間において、畜産業の保管庫は、倉庫と比較して、火災における鎮火までの経過時間は同様の傾向となっている。

(過去3年間の火災における鎮火までの経過時間の比較)



3 検討の対象とする施設における消防用設備等の特例基準

(1) 共通事項

ア 基本方針

本検討部会では、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第3号。令和5年4月1日施行。資料4参照。）等^{*1}の内容を踏まえ、火災発生時の安全性が担保できることを前提に、規則第32条の3に規定される畜舎等における特例基準の対象とする施設^{*2}として、保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽を追加することについて検討を行った。

※1 「等」とは、次の省令及び告示。

- ・ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第1号。令和5年4月1日施行。資料5参照。）
- ・ 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（令和5年農林水産省・国土交通省告示第1号。令和5年4月1日施行。資料6参照。）

※2 規則第32条の3では、「関連施設」は、「搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。」とされている。

イ 特例基準の対象とする条件

規則第32条の3に規定される畜舎等については、特例基準の対象とする条件として、次の①～③を求めていることから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、特例基準の対象とする施設として取り扱う場合は、同様の条件を求めるべきである。

- ① 防火上及び避難上支障がないこと。（例：平屋建て、不特定多数の利用がないもの）
- ② 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないこと。（例：周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しないもの）
- ③ その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であること。

なお、特例基準の対象とする施設として取り扱う保管庫については、保管される物資等が次の①～⑪に掲げる物資等に限られるものであることを条件とすべきである。

- ① 飼料
- ② 敷料
- ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
- ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
- ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
- ⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの
- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- ⑧ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両
- ⑨ ⑧に掲げる車両の燃料（法第9条の4に定める指定数量の5分の1未満のものに限る。）
- ⑩ ⑧に掲げる車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ⑪ ⑧に掲げる車両にけん引される農業用機械器具

また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第1号。令和5年4月1日施行。資料5参照。）においては、上記①～⑦に掲げる物資と上記⑧に掲げる車両とを同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管することとされた。

このことから、特例基準の対象とする施設として取り扱う保管庫については、上記①～⑦に掲げる物資を保管する部分と上記⑧に掲げる車両を保管する部分とを間仕切壁又は戸によって隔てることを条件とすべきである。

「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書」（令和3年11月）においては、家畜の排泄物からバイオマス燃料等の可燃物を製造し又は保管する施設や、排泄物を加熱処理する施設は、特例基準の対象とする「堆肥舎」として取り扱わないものとすべきとされた。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される発酵槽についても、現在の特例基準と同様に、家畜の排泄物からバイオマス燃料等の可燃物を製造し又は保管する施設や、排泄物を加熱処理する施設で、上屋が設けられ、建築物として取り扱われる場合は、特例基準の対象とする施設として取り扱わないものとすべきである。

なお、上屋が設けられず、建築物として取り扱われない場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項に規定される準用工作物に該当するか否かにかかわらず、火災危険性が低いと考えられることから、消防用設備等の規制の対象として取り扱わないことすべきである。

○畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件（令和4年消防庁告示第2号）抜粋

第二 特例を適用する畜舎等

一 規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 階数が一であること。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、階数を二とすることができます。

イ 二階部分が次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

(ロ) あらゆる部分からの出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ロ 延べ面積が千五百平方メートルを超える場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十条第一項第五号に規定する無窓階が存しないこと。

(ロ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられており、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうちの二以上のものに到達しうること。

(二) 居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営の用に供されるもの（畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。）であって、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。

イ 次に掲げる部分が存しないこと。

(イ) 不特定又は多数の者が利用する部分

(ロ) 仮眠その他の就寝の用に供する部分

(ハ) 多量の火気を使用する部分

ロ 居室の床面積の合計が延べ面積の二分の一未満であること。

- ハ 次に掲げる構造を有すること。
- (イ) 直接地上へ通ずる出入口を当該居室のあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別できるものであること。
- (ロ) 当該居室のあらゆる部分からの出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。
- ニ 当該居室の管理について権原を有する者が畜舎等の管理について権原を有する者と同一であること。
- 二 規則第三十二条の三第一項第二号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。
- (一) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域又は同法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域に存すること。
- (二) 畜舎等の周囲六メートル以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。
- イ 不燃材料で造られたものであること。
- ロ 内部に人が立ち入ることのできない構造となっているものであること。

(2) 各消防用設備等の特例基準の内容

ア 消火設備

(ア) 消火器具

消火器具については、火災初期の段階において、火災を消火し、その拡大を防止するため設ける最低限の消火設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等については、その延べ面積が 300 m^2 （避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階（以下「無窓階」という。）にあっては 50 m^2 ）以上となるときは、出火危険や火災初期の段階における火災拡大の危険性に鑑み、消火器具を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽（特例基準の対象とする施設として取り扱うものに限る。以下同じ。）についても、出火危険や火災初期の段階における火災拡大の危険性は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の延べ面積が 300 m^2 （無窓階にあっては 50 m^2 ）以上となるときは、消火器具を設置すべきである。

(イ) 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備

屋内消火栓設備については、消火器具で消火できる火災初期の段階を過ぎた火災を消火し、その拡大を防止するため設ける消火設備である。

また、屋外消火栓設備については、消火器具や屋内消火栓設備で消火できる段階を過ぎた火災について、火災の拡大や隣接する建物への延焼を防止するため設ける消火設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等については、火災拡大のおそれが少ないと鑑み、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の設置を要しないこととされている。

一方、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第1号。令和5年4月1日施行。資料5参照。）においては、 $3,000\text{ m}^2$ を超える畜産業用倉庫は、火災時の危険性を考慮し、大規模の建築物の主要構造部等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第

21条第1項)などの防火規定への適合を求めており、火災危険性が高いものとされている。

近年、牧草等のロールは大型化してきている実態があり、畜舎と一体的に建築及び利用される大規模な保管庫には、これらの牧草等のロールが何個も積み重なって保管されている場合がある。また、実際の火災事例を踏まえると、大規模な保管庫は、一度火災が起きると消火が困難になると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫で $3,000\text{ m}^2$ を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を設置すべきである。また、規則第32条の3に規定される畜舎等の一部分に $3,000\text{ m}^2$ を超える保管庫が存する場合についても同様とすべきである。

なお、屋内消火栓設備については、屋外消火栓設備の有効範囲内の部分について、設置しないことができることとすべきである。また、動力消防ポンプ設備を設けた場合は、その有効範囲内の部分について、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備は設置しないことができることとすべきである。

また、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設、貯水施設及び発酵槽については、火災拡大のおそれは、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられることから、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の設置を要しないものとすべきである。

(ウ) 特殊消火設備

特殊消火設備については、駐車等の特殊な用途部分における火災や、特殊な可燃物の火災を消火し、その拡大を防止するため設ける消火設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等に、車両火災などの特殊な火災が想定される部分が存するときは、当該特殊な火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、特殊消火設備を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、車両火災などの特殊な火災が想定される部分が存するときは、当該特殊な火災拡大の危険性や消火の困難性は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽において、車両火災などの特殊な火災が想定される部分が存するときは、特殊消火設備を設置すべきである。

ただし、駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造である場合で車両の他に特殊な可燃物が存しない場合は、特殊消火設備の設置を要しないこととすべきである。

イ 警報設備

(ア) 自動火災報知設備及び非常警報設備

自動火災報知設備については、火災の熱や煙等を感知して、火災が発生した旨を建物の利用者に早期に報知し、避難や消火等を有効に実施させるため設ける警報設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等は、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）で、床面積の合計が $1,000\text{ m}^2$ （無窓階にあっては 300 m^2 ）以上のものが存するときは、出火危険や火災覚知が遅れた場合の避難上の支障（特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ）に鑑み、自動火災報知設備を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）の床面積の合計が $1,000\text{ m}^2$ （無窓階にあっては 300 m^2 ）以上となる場合の出火危険や火災覚知が遅れた場合の避難上の支障（特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ）は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽に、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）で、床面積の合計が $1,000\text{ m}^2$ （無窓階にあっては 300 m^2 ）以上のものが存するときは、自動火災報知設備を設置すべきである。

ただし、防火上及び避難上支障がないことや周囲の状況に関し延焼防止上支障がないことを条件として求めていることに加え、次の①～③に掲げる条件に該当する場合は、自動火災報知設備の設置を要しないものとすべきである。

- ① 平屋建ての防火対象物であること。
- ② 防火対象物の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、防火対象物の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 20m 以下であること。
- ③ 防火対象物の床の外周長の 2 分の 1 以上の壁面（床面からの高さが天井の高さの 2 分の 1 以上の部分）が常時外気に開放されていること。

また、非常警報設備については、建物の利用者数（収容人員）が一定規模以上となる場合に火災が発生した旨を早期に報知し、避難等を有効に実施させるため設ける警報設備である。

規則第 32 条の 3 に規定される畜舎等は、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）で、利用者数（収容人員）の合計が 50 人（無窓階にあっては 20 人）以上のものが存するときは、出火の周知が遅れた場合の避難上の支障（特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ）に鑑み、非常警報設備を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の部分が当該設備の設置を要する部分に該当する場合は少ないと考えられるが、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）で、利用者数（収容人員）の合計が 50 人（無窓階にあっては 20 人）以上のものが存する場合の出火の周知が遅れた場合の避難上の支障（特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ）は、規則第 32 条の 3 に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽に、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）で、利用者数（収容人員）の合計が 50 人（無窓階にあっては 20 人）以上のものが存するときは、非常警報設備を設置すべきである。

(イ) ガス漏れ火災警報器及び漏電火災警報器

ガス漏れ火災警報器及び漏電火災警報器については、温泉の採取等に係る可燃性ガスやラスモルタル造における漏洩電流の危険のおそれが特に起こりうるものについて、設置を求めている警報設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等に、可燃性ガスや漏洩電流の危険のおそれが想定される部分が存するときは、ガス漏れ火災警報器及び漏電火災警報器を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽の部分が当該設備の設置を要する部分に該当する場合は少ないものと考えられるが、可燃性ガスや漏洩電流の危険のおそれが想定される部分が存するときは、ガス漏れ火災警報器及び漏電火災警報器を設置すべきである。

(ウ) 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備については、火災が発生した旨を早急に消防機関へ通報することを目的として設ける警報設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等は、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれが少ないと鑑み、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないこととされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽については、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれは、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられることから、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないものとすべきである。

ウ 避難設備

(ア) 誘導灯及び誘導標識

誘導灯については、無窓階である場合において、特に、避難口の位置や避難経路を誘導することで利用者の逃げ遅れを防ぐため設ける避難設備である。

また、誘導標識については、避難口の位置や避難経路を誘導することで利用者の逃げ遅れを防ぐため設ける避難設備である。

規則第32条の3に規定される畜舎等が無窓階に該当するときは、避難上の支障（特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ）に鑑み、誘導灯及び誘導標識を設置することとされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、無窓階に該当する場合の避難上の支障（特に逃げ遅れによる人命危険のおそれ）は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられる。

このことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽が無窓階に該当するときは、誘導灯及び誘導標識を設置すべきである。

(イ) 避難器具

避難器具については、火災が発生したときに、2階以上の階にいる者が階段を利用して避難することができなくなり逃げ遅れた場合に備え、人命の安全を図るため設ける避難設備である。

避難器具については、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物の3階以上の階又は地階に設置を要するものであり、規則第32条の3に規定される畜舎等は、3階以上の階又は地階を有しないものを想定していることから、避難器具の設置を要しないこととされている。

畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽についても、3階以上の階又は地階を有しないものを想定していることから、避難器具の設置を要しないものとすべきである。

エ 消防用水

消防用水については、広い敷地に存する大規模な建物において火災が延焼拡大した場合、敷地外に存する公設の消火栓等だけでは消火活動が難しくなることから、迅速な消火活動ができるよう、敷地内に最低限の水利を確保するため設けるものである。

規則第32条の3に規定される畜舎等は、敷地面積が20,000m²以上あるもので、かつ、耐火建築物にあっては床面積が15,000m²以上、準耐火建築物にあっては床面積が10,000m²以上、その他の建築物のうち、延焼防止上の一定の条件を満たすものにあっては床面積が10,000m²以上となるときは、消防隊による消火活動の困難性に鑑み、消防用水を設置することとされている。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第1号。令和5年4月1日施行。資料5参照。）においては、3,000m²を超える畜産業用倉庫は、火災時の危険性を考慮し、大規模の建築物の主要構造部等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第21条第1項）などの防火規定への適合を求めており、火災危険性が高いものとされている。

近年、牧草等のロールは大型化してきている実態があり、畜舎と一体的に建築及び利用される大規模な保管庫には、これらの牧草等のロールが何個も積み重なって保管されている場合がある。また、実際の火災事例を踏まえると、大規模な保管庫は、一度火災が起きると消火が困難になると考えられる。

のことから、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫で3,000m²を超えるものについては、消防隊による消火活動の困難性に鑑み、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物と同様の設置基準を適用し、敷地面積が20,000m²以上あるもので、かつ、耐火建築物にあっては床面積が15,000m²以上、準耐火建築物にあっては床面積が10,000m²以上、その他の建築物にあっては床面積が5,000m²以上となるときは、消防用水を設置すべきである。また、規則第32条の3に規定される畜舎等の一部分に3,000m²を超える保管庫が存する場合についても同様とすべきである。

ただし、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設、貯水施設及び発酵槽については、消防隊による消火活動の困難性は、規則第32条の3に規定される畜舎等と同程度であると考えられることから、消防用水については規則第32条の3に規定される畜舎等と同様の設置基準を適用し、敷地面積が20,000m²以上あるもので、かつ、

耐火建築物にあっては床面積が 15,000 m²以上、準耐火建築物にあっては床面積が 10,000 m²以上、その他の建築物のうち、延焼防止上の一定の条件を満たすものにあっては床面積が 10,000 m²以上となるときは、消防用水を設置すべきである。

また、規則第 32 条の 3 に規定される畜舎等については、畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件（令和 4 年消防庁告示第 2 号）において、特例の対象となる畜舎等の二以上の部分が渡り廊下で接続されている場合で、延焼防止上の一定の条件を満たす場合は、消防隊による消火活動の困難性が高くないことに鑑み、当該各部分の消防用水に係る設置基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすことができる旨の緩和規定が設けられている。畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫で 3,000 m²を超えるものについては、消防隊による消火活動の困難性に鑑み、二以上の部分が渡り廊下で接続されている場合の消防用水に係る設置基準の緩和規定を適用しないこととすべきである。また、規則第 32 条の 3 に規定される畜舎等の一部分に 3,000 m²を超える保管庫が存する場合についても同様とすべきである。

ただし、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設、貯水施設及び発酵槽については、消防隊による消火活動の困難性は、規則第 32 条の 3 に規定される畜舎等と同程度であると考えられることから、二以上の部分が渡り廊下で接続されている場合の消防用水に係る設置基準の緩和規定を適用することとすべきである。

○畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件（令和4年消防庁告示第2号）抜粋

第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目

五 規則第三十二条の三第四項の延焼防止上支障がないものとして
消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

- (一) 渡り廊下その他これに類する部分（以下「接続部分」という。）のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも次に定める構造を有するものであること。
イ 主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他
の可燃材料を用いたものでないこと。
ロ 高さが十六メートルを超えるものでないこと。
- (二) 接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分の相互間の距離が六メートルを超えるものであること。
- (三) 接続部分が次のイからホまでの要件を満たすものであること。
イ 不燃材料で造られたものであること。
ロ 直接外気に開放されているもの又は次の要件を満たす排
煙口を設けたものであること。ただし、煙が滞留するおそ
れがない場合は、この限りでない。
(イ) 直接外気に接し、常時開放されたものであること。
(ロ) 屋根又はこれに類する部分に設けられたものである
こと。
(ハ) 接続部分の長辺の三分の一以上の幅で高さ一メート
ル以上であること。
- ハ 接続部分と畜舎等の二以上の部分との間に不燃材料で造
った間仕切壁又は規則第三十条第一号イに規定する防煙壁
を設けること。ただし、煙が流入するおそれがない場合
は、この限りでない。
- ニ 通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他
通行の支障がない状態にあるものであること。
- ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部
又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び
一・二メートル以上の開口部で、規則第五条の三第二項各
号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」とい
う。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されてい

る畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部（規則第五条の三第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。

(3) その他

排水処理施設、貯水施設及び発酵槽に類する施設のうち、畜舎等と一体的に建築及び利用されるものであって、次の①～④に掲げる条件に該当するものにあっては、特例基準の対象とする施設として取り扱う排水処理施設、貯水施設及び発酵槽と同程度の火災危険性であると考えられることから、特例の対象とする施設として取り扱うべきである。

- ① 防火上及び避難上支障がないこと。(例: 平屋建て、不特定多数の利用がないもの)
- ② 周囲の状況に関し延焼防止上支障がないこと。(例: 周囲 6 メートル以内に建築物又は工作物が存しないもの)
- ③ その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であること。
- ④ 延べ面積が 3,000 m²以下であること。*

* 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）では、3,000 m²以下の畜舎等については、畜舎建築利用計画における技術基準に係る計画申請及び審査が不要となる一方、3,000 m²を超える畜舎等については、耐火構造にしなければならない等の防火上の措置が必要とされている。

また、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫や、畜舎と一体的に建築及び利用される排水処理施設、貯水施設、発酵槽及びこれらに類する施設について、既に消防長・消防署長により、令第 32 条に基づく特例の適用が認められた既存施設については、引き続き、当該特例が認められた条件での特例を適用できるものとし、本検討部会で検討した特例基準を適用することについても、当該畜舎等の関係者が、選択できるものとすべきである。

なお、本検討部会においては、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽について、実態調査を行うとともに、その利用実態に即した特例基準の検討を行ったところであるが、農業分野などにおいても、同様の利用実態を有する保管庫等が存する場合が想定される。

このような場合においては、本検討における考え方を参考として、個別具体的な施設について、その位置、構造又は設備の状況から、消防長・消防署長の判断により、畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽と同程度の火災危険性であると認められる場

合は、令第 32 条に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置基準について同様の取扱いとすべきである。

4 その他

(1) 畜産関係者等への分かりやすい周知

特例基準の内容については、消防庁と農林水産省が連携して、消防機関及び畜産関係者に周知する必要がある。その際、消防機関及び畜産関係者に誤解等が生じないよう、図等を用いたリーフレットを作成する等により、特例基準の内容を分かりやすく周知を図る必要がある。

(2) 畜舎等の要件適合の維持等

本検討部会では、①出火の危険や避難上の支障が少ない（特に人命危険のおそれが極めて少ない）こと及び②出火した場合に他への延焼のおそれがないこと等を特例の対象とする要件とし、消防用設備等の特例基準を検討した。

このため、畜舎等の関係者においては、新たな特例基準を適用した畜舎等について、保管庫に飼料等の物資以外のものを保管することがないなど、特例の対象とする要件に適合した状態を維持することが必要である。

また、消火器の使用方法や火災時の避難、消防機関への通報等について、訓練を計画的に実施し、初動対応等の実効性を高めていくことが有効である。

規制改革実施計画

(抜粋)

令和4年6月7日
閣議決定

目 次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の基本的性格	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4. 規制改革・行政改革ホットライン	2
5. 計画のフォローアップ	2
II 実施事項	3
1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	3
(1) 目視に係る規制の見直し	3
(2) 実地監査に係る規制の見直し	3
(3) 定期検査・点検に係る規制の見直し	4
(4) 常駐・専任に係る規制の見直し	4
(5) 書面掲示に係る規制の見直し	5
(6) 対面講習に係る規制の見直し	5
(7) 往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し	6
(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し	6
・行政手続デジタル化の基盤整備	6
・行政手続のオンライン化の推進	9
・行政の手続におけるキャッシュレス化の推進	14
・行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進	15
2. デジタル分野以外の横断的な取組	23
(1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し	23
(2) ローカルルールの見直し	24
(3) 規制改革関連制度の連携	26
3. 国家戦略特区における取組	27
(1) スーパーシティ構想等の推進	27
(2) 新たに講すべき具体的な施策	27
4. 企業単位の規制改革	27
(1) プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」	27
(2) グレーゾーン解消制度及び新事業特例制度	27
5. 個別分野の取組	28
<スタートアップ・イノベーション>	28
(1) スタートアップに関する規制・制度見直し	28

(2) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	30
(3) デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	31
(4) MaaS 推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTS-JPの普及・促進	32
(5) 電力データ活用による新たな付加価値創造	32
(6) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現	33
(7) DXを通じたタクシーの利便性向上	33
(8) Society 5.0 の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方	34
(9) 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について	35
(10) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進	35
(11) 美容師の養成の在り方	37
(12) ドローンを含む無人航空機の製造等に係る規制の合理化*	37
(13) 外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進*	37
(14) 高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設*	37
(15) 企業単位の規制改革の推進	38
 <グリーン分野>	39
(1) リチウムイオン蓄電池や急速充電器の普及拡大に向けた消防法の見直し	39
(2) 路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進	40
(3) バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方	41
(4) 洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方	42
(5) 国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進	43
(6) グループ内外無差別的な電力取引の担保策等	45
(7) ディマンドレスポンス等の普及拡大に向けた制度見直し	46
(8) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方	48
(9) 電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し	49
(10) 住宅・建築物分野におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方	50
(11) その他	51
 <デジタル基盤>	53
(1) 社会のデジタル化の基盤整備	53
(2) 司法手続におけるデジタル化の推進	56
 <人への投資>	60
(1) 個に応じた学びを大切にする、社会に開かれた初等・中等教育	60
(2) グローバルなイノベーションを育む高等教育	64
(3) 柔軟な働き方の実現に向けた各種制度の活用・見直し	67
(4) 個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進	67
(5) 求人者と求職者のマッチングに資する取組	69
(6) 育児休業の取得促進	69
(7) 保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	70
(8) 養育費の確保に向けた取組	71

(9) 放課後児童クラブにおける入所決定の在り方	72
(10) 看護系人材の活用による待機児童解消の促進*	72
(11) 柔軟な働き方を促進するための施策*	73
(12) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施*	73
(13) 障害者雇用に係る雇用率算定の特例*	73
<医療・介護・感染症対策>	74
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る在宅での検査等の円滑化	74
(2) 医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）	75
(3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮	81
(4) 質の高い医療を支える先端的な医薬品・医療機器の開発の促進	84
(5) 利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築	86
(6) その他	89
・無医地区における巡回診療に係る負担軽減*	89
・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者等の常駐要件の見直し【再掲】	89
<地域産業活性化>	90
(1) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化	90
(2) 地方経済の課題解決や地方創生に資する民泊サービスの推進	90
(3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	90
(4) 農地利用の最適化の推進	91
(5) 農業用施設の建設に係る規制の見直し	92
(6) 農地の違反転用等の課題	92
(7) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	93
(8) 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	94
(9) 畜舎に関する規制の見直し	95
(10) 林業の成長産業化に向けた改革の推進	95
(11) 改正漁業法の制度運用（資源管理）	97
(12) 漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化	98
(13) 水産流通適正化法の制度運用等	99
(14) 企業の農地取得特例*	100
(15) 農地の適切な利用を促進するための施策*	100
(16) 土地利用の最適化を促進するための施策*	100
(17) 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁*	101

* ... 国家戦略特区における取組

		化も踏まえつつ、新たな補給金制度の下、需要拡大、乳業メーカーによる指定生乳生産者団体に限らない調達ルートを通じた多様な酪農家との積極的な取引、乳業メーカー等における需給調整力強化等の生乳需給のミスマッチの解消を後押しする方策や、6次産業化、差別化等の牛乳・乳製品の市場活性化や価値向上の方策を検討し、必要な措置を講ずる。		
--	--	--	--	--

(9) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和しても安全性が担保できるという畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の考え方を踏まえ、新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。</p> <p>b 総務省は、上記の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a : 令和4年度上期 検討・結論、令和4年度措置 b : a の結論を踏まえて、令和4年度下期必要に応じて検討</p>	<p>a : 農林水産省 国土交通省 b : 総務省</p>

(10) 林業の成長産業化に向けた改革の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	森林経営管理制度	<p>a 農林水産省は、森林経営管理制度の取組を進め、森林の集積・集約化目標を達成するため、各年のKPIを設定し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、所有者不明森林について、探索や公告等により経営管理権を設定する特例措置を行う市町村の実施に向けた障害要因を取り除くため、法律の専門家を交え、特例措置活用の考え方や留意点等を整理したガイドラインの作成、探索のノウハウや工程等の知見の調査・整理を実施し、市町村に対して丁寧に説明や周知を行う。</p> <p>c 農林水産省は、森林所有者を特定するための固定資産課税台帳等の公的書類の内部利用について、適切かつ有効に運用されるため、市町村における活用状況を調査し、現場目線の課題を把握した上で、優良事例の横展開や助言・指導を行う。</p>	令和4年度措置	農林水産省
12	国産材の利活用	<p>a 農林水産省は、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）で定める建築用材等における国産材利用量の目標を踏まえ、</p>	<p>a : 令和4年上期措置 b : (前段)措置済み、 c : 農林水産省</p>	

規制改革推進に関する中間答申

(抜粋)

令和4年12月22日
規制改革推進会議

第一部：当面の規制改革の実施事項	1
I 本中間答申について	1
II 各個別分野における実施事項	2
1. スタートアップ・イノベーション	2
ア 海外起業人材の活躍に資する制度見直し	2
イ スタートアップの新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備	3
ウ 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し	3
エ 契約書の自動レビューサービスと弁護士法	4
オ グレーゾーン解消制度の運用の改善	4
カ 新たな空のモビリティ推進に向けた無操縦者航空機に係る制度整備	4
キ 金融商品取引における情報提供の在り方	4
ク 資金移動業者の口座への賃金支払	5
ケ Society 5.0 の実現に向けた電波制度改革	5
コ イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	5
サ デジタル時代における放送制度の在り方	6
シ 放送受信料の障害者免除手続の負担軽減・デジタル完結	7
ス デジタル時代における著作権制度の在り方	7
セ 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化に向けた規制改革の推進	9
2. 人への投資	10
ア 労働時間制度の見直し	10
イ 副業・兼業の活用促進	10
ウ 企業に求められる雇用関係手続の見直し	10
エ 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し	11
オ 外国人材の受入れ・活躍の促進	11
カ 大学設置基準等の見直し（教育課程等に係る特例制度）	11
キ 調査・情報公開の充実・強化	12
ク 認証評価等事後評価の在り方	12
ケ 連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けた制度の見直し	13
コ 高等学校の参入規制の見直し	13
3. 医療・介護・感染症対策	15
ア プログラム医療機器(S a M D)の開発・市場投入の促進	15
イ 新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザを同時に検査可能な抗原定性検査キットの利用環境の整備	17
4. 地域産業活性化	18
ア 畜舎に関する規制の見直し	18
イ 卸売市場の活性化に向けた取組	18
5. 共通課題対策	20
ア 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減	20
イ 建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化	21

ウ 地方公共団体への税・公金納付のデジタル化.....	21
エ 道路占用に係る手続のワンストップ化.....	22
オ 失業認定のオンライン化.....	23
カ 民事訴訟手続のデジタル化.....	23
キ 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化	24
(参考)再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおける当面の規制改革の実施事項.....	26
ア EV用充電器の整備に係るロードマップの策定	26
イ 高速道路近傍のEV充電器利用のための高速道路からの一時退出について	26
ウ 高電圧のEV用充電器の保安を担当する主任技術者に関する制度の合理化	26
第二部：来夏の答申に向けた今後の方向性	27
I 基本的な考え方	27
II 重点分野	27

4. 地域産業活性化

ア 畜舎に関する規制の見直し

【a : 令和 4 年度措置、b : 令和 4 年度検討・結論、可及的速やかに措置、
c : 令和 5 年度措置、それ以降継続的に措置】

- a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎特例法」という。）の考え方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。
- b 総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないよう、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。
- c 農林水産省は、畜産業の用に供する施設であって畜舎特例法の対象に追加すべき施設を網羅的に把握するため、事業者を対象とした意見交換会やアンケート調査等を行う。その上で、農林水産省は、国土交通省と連携し、畜舎特例法の考え方及び今後の畜産業の大規模化等も踏まえ、畜舎特例法の対象施設を見直すための検討及び必要な措置を不斷に講ずる。更に総務省は、上記の検討の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

イ 卸売市場の活性化に向けた取組

【a : 遅くとも令和 5 年度中に措置、

b : 卸売市場の開設者等への通知については令和 4 年度中、

実態調査を踏まえた措置については遅くとも令和 5 年度中に措置、

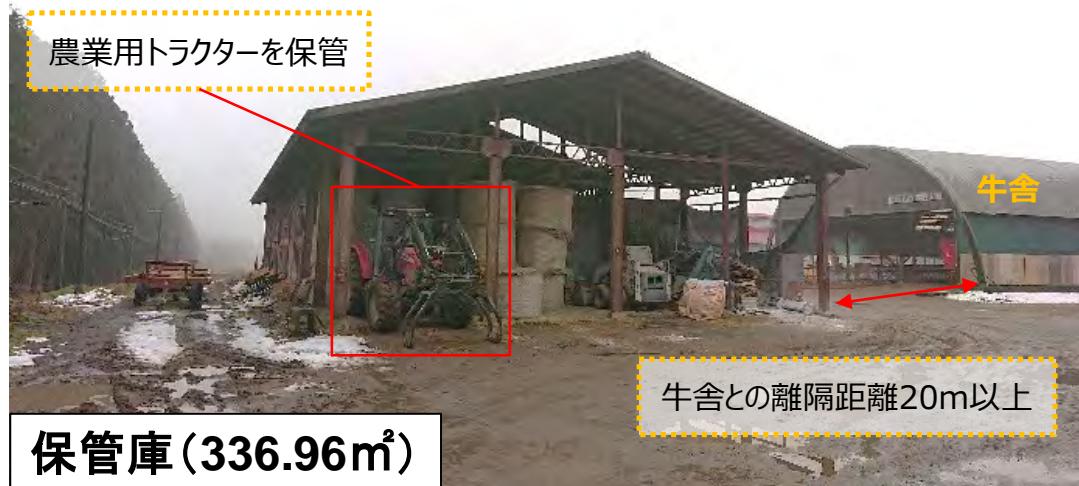
c : 令和 5 年度中に措置、d : 令和 4 年度中に措置】

- a 農林水産省は、気候変動による漁獲魚種の変化、事業承継の問題、DX を始めとしたデジタル化への対応など、産地市場・消費地市場それぞれの卸売市場が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境作りなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討し、必要な措置を講ずる。
- b 農林水産省は、新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公正な取引方法に該当し独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、卸売市場の開設者や市場参加者に通知するとともに、公正取引委員会の協力を

実態調査の結果について

岩手県視察(小岩井農牧株式会社) -1/3-

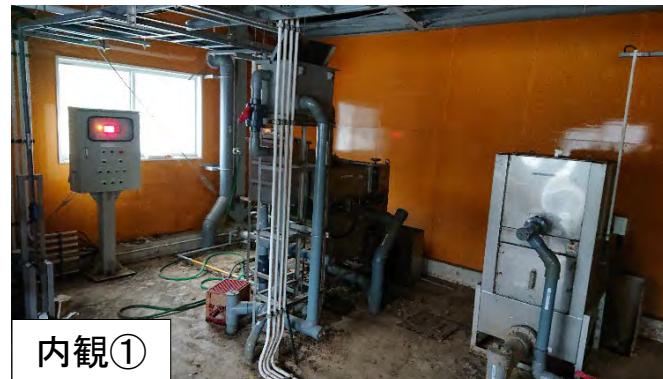
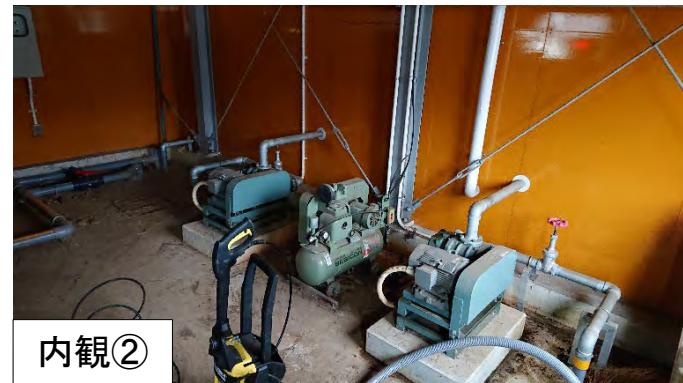
視察実施日:令和4年12月13日



岩手県視察(小岩井農牧株式会社) -2/3-

視察実施日:令和4年12月13日





岩手県視察(バイオマスパワーしづくいし)

視察実施日:令和4年12月13日

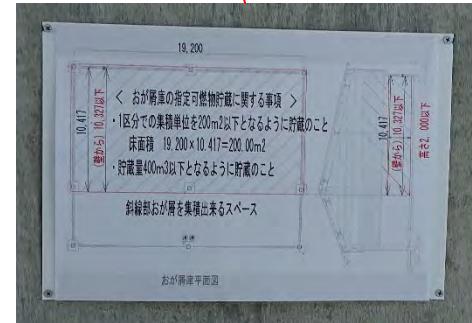


ガスホルダー
(製造されたガスを一時的に保管する設備)





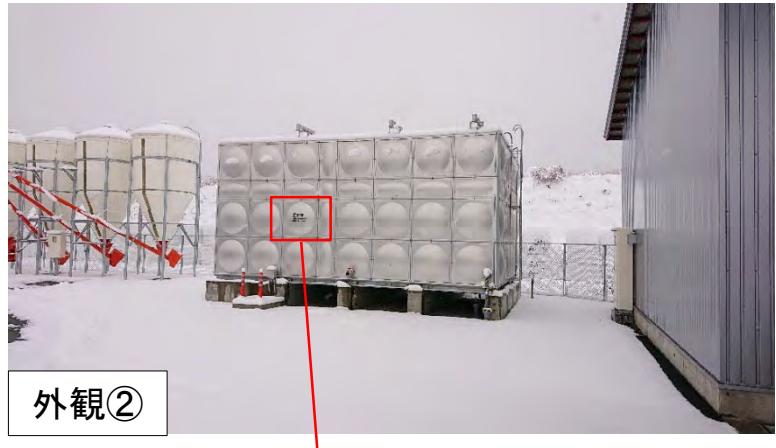
おがくず（指定可燃物に該当する量）を保管



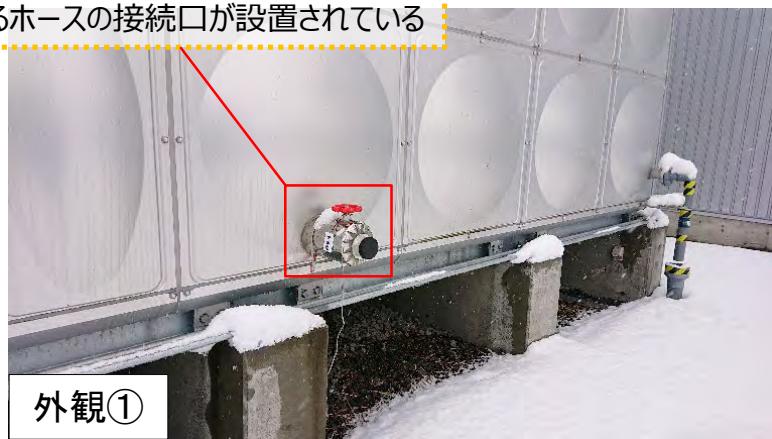
指定可燃物の保管方法について明示されている



貯水施設(上屋なし、工作物)



外観②



外観①



水源容量 : 96.25m³
有効水量 : 77.50m³

鹿児島県視察(株式会社ひらまつ) -1/2-

視察実施日:令和4年12月23日

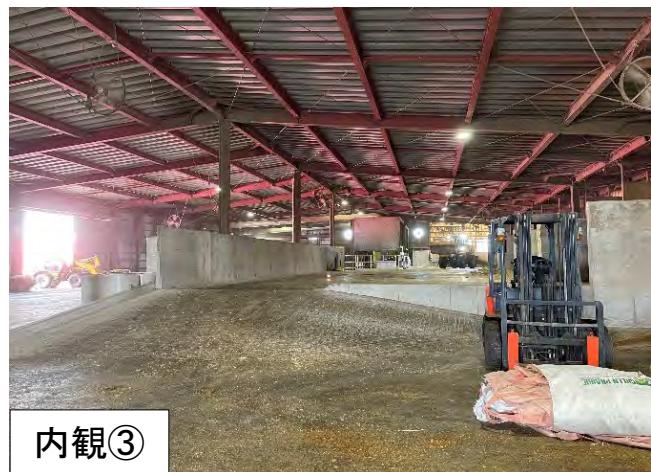


鹿児島県視察(株式会社ひらまつ) -2/2-

視察実施日:令和4年12月23日



内観②



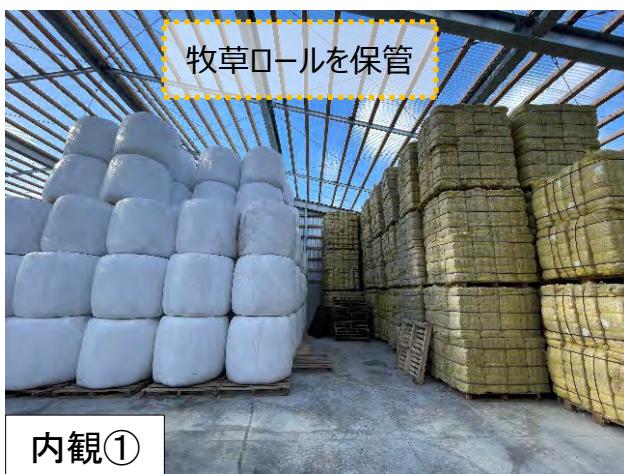
内観③

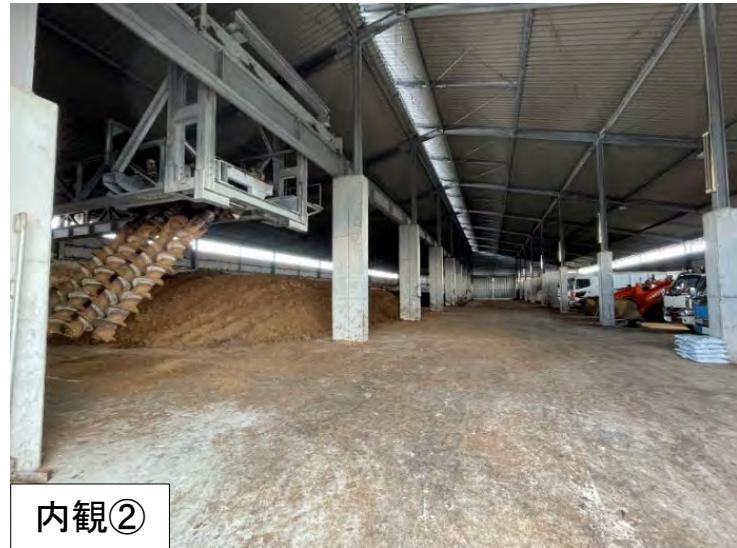


飼料を混合するための機械等が設置されている



水源





鹿児島県視察（新村畜産）

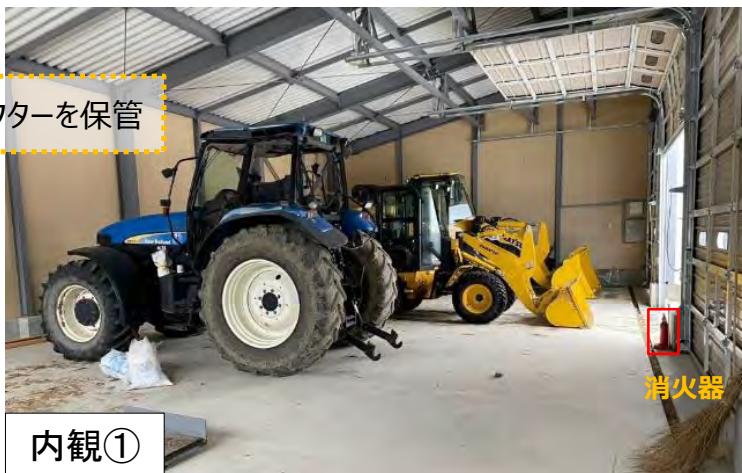
視察実施日：令和4年12月23日











○農林水産省令第三号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改 正 後	改 正 前
	(家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設)	(家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設)
第一条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、第一号に掲げる施設とし、第二号から第四号までに掲げる施設を含むものとする。	第一条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、第一号及び第二号に掲げる施設とし、第三号及び第四号に掲げる施設を含むものとする。	
一 家畜の飼養の用に供する施設に付随する施設（家畜の飼養の用に供する施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該家畜の飼養の用に供する施設と一体的に利用する施設をいう。）であつて、次のイからホまでに掲げるものの	一 搾乳施設	
イ 搾乳施設	(新設)	
ロ 口 集乳施設	(新設)	
ハ 畜産経営に必要な貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設	(新設)	
二 飼料、敷料その他の畜産経営に必要な物資の保管の目的のために使用する施設	(新設)	
ホ 農業用トラクター、トラクターシヨベルその他の畜産経営に必要な車両の保管の目的のために使用する施設（削る）	(新設)	
三 家畜の飼養の用に供する施設又は前号に掲げる施設に附属する門又は扉	二 家畜の飼養の用に供する施設に付隨する集乳施設	
四 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号に掲げる施設内の室であつて、畜産経営に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの	三 家畜の飼養の用に供する施設若しくは前二号に掲げる施設に附属する門又は扉	
五 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号イからハまでに掲げる施設内の室であつて、飼料、農業用トラクターその他の畜産	四 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号若しくは第二号に掲げる施設内の室であつて、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するもの（新設）	

経営に必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの

（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設）

第二条 法第二条第一項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち第一号及び第二号に掲げる施設とし、第三号から第七号までに掲げる施設を含むものとする。

一 屋根及び柱又は壁を有する施設（これに類する構造のものを含む。）

二 高さが八メートルを超える発酵槽その他これに類する施設（前号に掲げるものを除く。）

三 第一号に掲げる施設に付随する施設（同号に掲げる施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該施設と一体的に利用する施設をいう。）であつて、次のイ又はロに掲げるもの

イ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な物資の保管の目的のために使用する施設

ロ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な車両の保管の目的のために使用する施設

四 第二号に掲げる施設に附属する施設であつて、当該第二号に掲げる施設を制御するための施設

五 家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設又は第三号に掲げる施設に附属する門又は扉

六 第一号又は第三号に掲げる施設内の室であつて、家畜排せつ物の処理又は保管に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの

（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設）

第二条 法第二条第一項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）とし、当該施設に附属する門又は扉及び当該施設内の室であつて、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するものを含むものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

七

第一号に掲げる施設内の室であつて、家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの

（新設）

附
則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○ 農林水産省
国土交通省 令第一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第三項及び第四項、第三条第一項、第二項第八号及び第三項第六号（同法第四条第三項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第六条第三項、第八条第二項第二号、第十三条第一項、第十九条、第二十四条並びに第二十五条の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 斎藤 鉄夫

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 技術基準
第一節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地、構造及び建築設備に関する基準	第一款 総則（第三条・第四条）
第二款 敷地（第五条）	第二款 敷地（第五条）
第三款 構造強度	第三款 構造強度
第一目 総則（第六条・第七条）	第一目 総則（第六条・第七条）
第二目 構造計算等（第八条・第十五条）	第二目 構造計算等（第八条・第十五条）
第三目 構造部材等（第十六条・第十八条）	第三目 構造部材等（第十六条・第十八条）
第四款 防火構造等（第十九条・第二十八条）	第四款 防火構造等（第十九条・第二十八条）
第五款 避難施設（第二十九条）	第五款 避難施設（第二十九条）
第六款 建築設備等（第三十条・第三十三条）	第六款 建築設備等（第三十条・第三十三条）
第七款 災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）	第七款 災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）
第二節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条・第四十三条）	第二節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条・第四十三条）
第三節 都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条・第六十条）	第三節 都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条・第六十条）
第三節の二 発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準（第六十条の二・第六十条の三）	第三節の二 発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準（第六十条の二・第六十条の三）
第四節 雑則（第六十条の四～第六十二条）	第四節 雑則（第六十一条・第六十二条）
第三章 利用基準（第六十三条）	第三章 利用基準（第六十三条）
第四章 畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条・第九十条）	第四章 畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条・第九十条）
第五章 認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条）	第五章 認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条）
第六章 雜則（第九十三条・第九十四条）	第六章 雜則（第九十三条・第九十四条）
附則	附則

改正前

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 技術基準
第一節 畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準	第一款 総則（第三条・第四条）
第二款 敷地（第五条）	第二款 敷地（第五条）
第三款 構造強度	第三款 構造強度
第一目 総則（第六条・第七条）	第一目 総則（第六条・第七条）
第二目 構造計算等（第八条・第十五条）	第二目 構造計算等（第八条・第十五条）
第三目 構造部材等（第十六条・第十八条）	第三目 構造部材等（第十六条・第十八条）
第四款 防火構造等（第十九条・第二十八条）	第四款 防火構造等（第十九条・第二十八条）
第五款 避難施設（第二十九条）	第五款 避難施設（第二十九条）
第六款 建築設備等（第三十条・第三十三条）	第六款 建築設備等（第三十条・第三十三条）
第七款 災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）	第七款 災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）
第二節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条・第四十三条）	第二節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条・第四十三条）
第三節 都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条・第六十条）	第三節 都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条・第六十条）
第三節の二 発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準（第六十条の二・第六十条の三）	第三節の二 発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準（第六十条の二・第六十条の三）
第四節 雑則（第六十条の四～第六十二条）	第四節 雑則（第六十一条・第六十二条）
第三章 利用基準（第六十三条）	第三章 利用基準（第六十三条）
第四章 畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条・第九十条）	第四章 畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条・第九十条）
第五章 認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条）	第五章 認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条）
第六章 雜則（第九十三条・第九十四条）	第六章 雜則（第九十三条・第九十四条）
附則	附則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 A構造畜舎等 中規模の地震動（畜舎等（農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和二年農林水産省令第六十九号。以下「農林水産省令」という。）第二条に規定する施設のうち同条第二号に掲げるもの（以下「発酵槽等」という。）を除く。この号及び次号において同じ。）の建築等をする地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該畜舎等が存している期間との関係から当該畜舎等が存している期間中に数回発生する可能性が高いものをいう。次号において同じ。）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。

二〇十三（略）

第一節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地、構造及び建築設備に関する基準

(通則)

第三条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等（発酵槽等を除く。）に係る同項第一号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

（畜舎等の敷地及び構造の制限）

第四条 畜舎等の敷地、高さ、階数及び間取りは、次に掲げるところによらなければならない。

一 敷地が市街化区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 A構造畜舎等 中規模の地震動（畜舎等の建築等をする地点において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該畜舎等が存している期間との関係から当該畜舎等が存している期間中に数回発生する可能性が高いものをいう。次号において同じ。）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。

二〇十三（略）

第一節 畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

(通則)

第三条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第一号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

（畜舎等の敷地及び構造の制限）

第四条 畜舎等の敷地、高さ、階数及び間取りは、次に掲げるところによらなければならない。

一 敷地が市街化区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区

域をいう。第六十条の三第一項第一号において同じ。) 及び用途地域 (同法第八条第一項第一号に規定する用
域 (同法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。) に属さないこと。

二〇四 (略)

(大規模の畜舎等)

第十九条 農林水産省令第一条第一号に規定する施設であつて同号二に掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であつて同号イに掲げるもの (以下「畜産業用車庫」という。) 又は農林水産省令第一条第一号に規定する施設であつて同号ホに掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であつて同号ロに掲げるもの (以下「畜産業用倉庫」という。) 又は農林水産省令第一条第一号を超えるもの (その主要構造部 (床及び屋根を除く。) の建築基準法施行令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。) は、当該畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第一項本文の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

2 床面積が三千平方メートルを超える畜舎等 (その主要構造部 (床及び屋根を除く。) の建築基準法施行令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。) は、渡り廊下によつて隔て、その隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上のを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号のいずれかに適合する畜舎等については、この限りでない。

域をいう。) 及び用途地域 (同法第八条第一項第一号に規定する用
途地域をいう。以下同じ。) に属さないこと。

二〇四 (略)

(大規模の畜舎等)

第十九条 (新設)

床面積が三千平方メートルを超える畜舎等 (その主要構造部 (床及び屋根を除く。) の建築基準法施行令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。) は、渡り廊下によつて隔て、その隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号のいずれかに適合する畜舎等については、この限りでない。

(間仕切壁等)

第二十四条 床面積が千平方メートルを超える畜舎等（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

一・二 （略）

2 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超える畜舎等又は床面積が千平方メートルを超える畜舎等であつて、その畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの（いずれも耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）にあつては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合するものとしなければならない。

(耐火建築物等としなければならない畜舎等)

第二十四条の二 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以上である畜舎等は、耐火建築物又は準耐火建築物（畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、建築基準法施行令第百十五条の四に規定する準耐火建築物を除く。次項において同じ。）としなければならない。ただし、畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以下である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下である畜舎等で、前条第一項各号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

2 貯蔵又は処理に係る危険物の数量が建築基準法施行令第百十六条に規定する限度を超える畜舎等は、耐火建築物又は準耐火建築物としな

(間仕切壁等)

第二十四条 床面積が千平方メートルを超える畜舎等は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第六条本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

一・二 （略）
(新設)

(新設)

ければならない。

(畜舎等の内装)

第二十四条の三 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等は、その用途に供する部分及びこれから屋外への出口に通ずる主たる通路の壁及び天井(天井のない場合においては、屋根。次項において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。同項において同じ。)の仕上げを建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下である畜舎等で、第二十四条第一項各号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

2 ボイラーリ室、作業室その他の室でボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたものを有する畜舎等は、当該室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

3 前二項の規定は、建築基準法施行令第百二十八条の五第七項の規定により国土交通大臣が定める畜舎等の部分については、適用しない。

(畜舎等の隔壁)

第二十五条 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合においては、当該畜舎等は、第二十四条第一項各号に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法施行令第百二十四条第三項並びに同条第五項において準用する同令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

2 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合において、当該畜舎等のうち畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものにあ

(新設)

(畜舎等の隔壁)

第二十五条 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合においては、当該畜舎等は、前条各号に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法施行令第百四条第三項並びに同条第五項において準用する同令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

(新設)

つては、前項の規定を適用せず、建築基準法施行令第百十四条第三項並びに同条第五項において準用する同令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合するものとしなければならない。

(その他防火上必要な技術的基準)

第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、畜舎等は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 建築基準法施行令第百十四条第四項に規定する渡り廊下を有する建築物に該当する畜舎等(第十九条第二項本文、第二十条ただし書、第二十四条第一項本文、第二十四条の二第一項ただし書、第二十四条の三第一項ただし書又は第二十五条第一項本文の規定の適用を受けるもの(第二十四条第一項本文及び第二十五条第一項本文の規定にあつては、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものに限る。)を除く。) 同令第百十四条第四項並びに同条第五項において準用する同令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合するものであること。

(削る)

三・四 (略)

(簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和)

第二十七条 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分(準耐火構造の壁(これらとの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の

(その他防火上必要な技術的基準)

第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、畜舎等は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 建築基準法施行令第百十四条第四項に規定する渡り廊下を有する建築物に該当する畜舎等(第十九条本文又は第二十条ただし書の規定の適用を受けるものを除く。) 同令第百十四条第四項並びに同条第五項において準用する同令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合するものであること。

三 貯蔵又は処理に係る危険物の数量が建築基準法施行令第百十六条に規定する限度を超える畜舎等 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

四 ボイラー室、作業室その他の室でボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたものを有する畜舎等 建築基準法施行令第百二十八条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであること。

五・六 (略)

(簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和)

第二十七条 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分(準耐火構造の壁(これらとの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の

部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。」又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。」で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一 壁を有しない畜舎等その他の建築基準法施行令第百三十六条の九第一号の規定により国土交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分（畜産業用倉庫の用途に供するものを除き、間仕切壁を有しないものに限る。）であつて、床面積が三千平方メートル以内であるもの

二 屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている畜舎等又は畜舎等の部分（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものを除き、間仕切壁を有しないものに限る。）で、床面積が三千平方メートル以内であるもの

（地方公共団体の条例による制限の付加）

第三十五条 地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節（第二十六条第三号及び第四号並びに第二十七条を除く。）又は次節の規定のみによつては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

第二節 畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準

（通則）

第三十六条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等（発酵槽等を除く。）に係る同項第二号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。」又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。」で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一 壁を有しない畜舎等その他の建築基準法施行令第百三十六条の九第一号の規定により国土交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）であつて、床面積が三千平方メートル以内であるもの

二 屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている畜舎等又は畜舎等の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）で、床面積が三千平方メートル以内であるもの

（地方公共団体の条例による制限の付加）

第三十五条 地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節（第二十六条第五号及び第六号並びに第二十七条を除く。）又は次節の規定のみによつては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

第二節 畜舎等の敷地内の排水等及び便所に関する基準

（通則）

第三十六条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第二号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるとところによる。

第三節 都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建蔽率及び高さ等に関する基準

第三節 都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する基準

（通則）

第四十四条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等（発酵槽等を除く。）に係る同項第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

2 （略）

（通則）

第三節の二 発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

第六十条の二 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、発酵槽等に係る同項第一号及び第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

（発酵槽等の技術基準）

第六十条の三 発酵槽等の敷地及び高さは、次に掲げるところによらなければならぬ。

- 一 敷地が市街化区域及び用途地域に属さないこと。
- 二 高さが十六メートル以下であること。

○ 発酵槽等は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 一 建築基準法施行令第百四十二条第一項第一号の規定により国土交通大臣が定める構造方法により鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強した場合を除き、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。
- 二 建築基準法施行令第百四十二条第二項の規定において準用する同

令第百三十九条第一項第四号イの規定により国土交通大臣が定める

（通則）

第四十四条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

2 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

3 | 発酵槽等については、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一

号、第二十八条、第三十一条、第三十五条及び第八十七条第二項（第

三十一条に係る部分に限る。）の規定を準用する。

4 | 特定用途制限地域内にある発酵槽等で第五十二条第一項の規定に基

づく条例において制限が定められた用途に供するものについては、同

条、第五十三条、第五十五条第五項、第五十八条第一項及び第九項並

びに第六十二条の規定を準用する。

第四節 雜則

（通則）

第六十条の四 この節の規定は、発酵槽等以外の畜舎等に限り適用する。

（畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置）

第六十二条 畜舎等の敷地がこの省令の規定（第四条第一号、第二十六条第四号及び第四十五条から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。）による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域（建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。）、地域（防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。）又は地区の内外にわたる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。

（利用基準）

第六十三条 法第二条第四項の主務省令で定める基準は、次の各号（酵槽等の利用の方法に係るものにあつては、第六号）に掲げるものとする。

（新設）

第四節 雜則

（畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置）

第六十二条 畜舎等の敷地がこの省令の規定（第四条第一号、第二十六条第六号及び第四十五条から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。）による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域（建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。）、地域（防火地域及び準防火地域を除く。以下この条において同じ。）又は地区の内外にわたる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。

（利用基準）

第六十三条 法第二条第四項の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数（当該畜舎等に同時に滞在することができる者の数の上限をいう。以下同じ。）及び延べ滞在時間（各滞在者の滞在時間の合計をいう。以下同じ。）が畜舎等の床面積に応じて、次の表に定める数値以下であること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等（第二十四条第一項本文等の規定）といふ。（）の適用を受けるもの（第二十四条第一項本文及び第二十五条第一項本文の規定の適用を受けるものにあっては、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものに限る。以下同じ。）を除く。）である場合においては、この限りでない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

二・三 (略)

四 二以上の避難口が特定されていること。ただし、農林水産省令第二条に規定する施設のうち同条第一号に掲げるものの、畜産業用倉庫

又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りでない。

五 認定計画実施者は、定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等（第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものを除く。）である場合においては、この限りでない。

六 認定計画実施者は、畜舎等の見やすい場所に様式第一号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第一号の二）の表示を行い、かつ、畜舎等がB構造畜舎等である場合については、畜舎等に立ち入る者に対し、災害時における避難方法に関する事項を説明すること。

七 畜舎等が第十九条第二項本文若しくは第二十条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第二十四条第一項本文等の規定の適用を受け

一 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数（当該畜舎等に同時に滞在することができる者の数の上限をいう。以下この号において同じ。）及び延べ滞在時間（各滞在者の滞在時間の合計をいう。以下この号において同じ。）が畜舎等の床面積に応じて、次の表に定める数値以下であること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等である場合においては、この限りでない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

二・三 (略)

四 二以上の避難口が特定されていること。

五 認定計画実施者は、定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等（第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものを除く。）である場合においては、この限りでない。

六 認定計画実施者は、畜舎等の見やすい場所に様式第一号の表示を行い、かつ、畜舎等がB構造畜舎等である場合については、畜舎等に立ち入る者に対し、災害時における避難方法に関する事項を説明すること。

七 畜舎等が第十九条本文又は第二十条ただし書の規定の適用を受けるものである場合においては、認定計画実施者は、定期的な消火作

るものである場合においては、認定計画実施者は、定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

八

畜舎等が第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとすること。

イ 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超える畜舎等にあつては、床面積五百平方メートル以内ごとに一以上の避難口が特定されていること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りではない。

ロ 認定計画実施者は、災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にすること。

ハ 認定計画実施者は、火気を使用しないこと。

ニ 認定計画実施者は、消火器を備えるとともに、定期的な点検その他措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。

ホ 認定計画実施者は、畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に保管しても防火上支障がない物資として主務大臣が定めるもの（以下「畜産業用物資」という。）以外のもの並びに畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資として主務大臣が定めるもの（以下「畜産業用車両等」という。）以外のものを保管しないこと。

ヘ 認定計画実施者は、畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によつて隔てて保管すること。

（畜舎建築利用計画の認定の申請）

（新設）

業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

（畜舎建築利用計画の認定の申請）

第六十四条 法第二条第一項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第二号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書類その他都道府県知事が必要と認める図書（第七十二条第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。）を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

三 申請に係る畜舎等が次のイ及びロに掲げる畜舎等である場合にあつては、それぞれ当該イ及びロに定める図書及び書類

イ 特例畜舎等 別表第一の各項の(い)欄に掲げる畜舎等である場合にあつては、当該各項の(い)欄に掲げる図書（正本に添える図書にあつては、当該各項の(い)欄に掲げる図書（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

ロ 特例畜舎等以外の畜舎等 次に定める図書及び書類（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。ただし、別表第二の(一)の項の(い)欄に掲げる配置図又は平面図は、別表第三の(三)の項の(い)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(四)の項の(い)欄に掲げる日影図と、別表第二の(一)の項の(い)欄に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、別表第三の(三)の項の(い)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(1) 別表第二の各項の(い)欄に掲げる畜舎等である場合にあつては

、当該各項の(い)欄に掲げる図書

2 (4)
四・五（略）
(2) (5)（略）

（畜舎建築利用計画の記載事項）

第六十六条 法第三条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

第六十四条 法第三条第一項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第二号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書類その他都道府県知事が必要と認める図書（第七十二条第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。）を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

三 申請に係る畜舎等が次のイ及びロに掲げる畜舎等である場合にあつては、それぞれ当該イ及びロに定める図書及び書類

イ 特例畜舎等 別表第一の各項に掲げる図書（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

ロ 特例畜舎等以外の畜舎等 次に定める図書及び書類（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。ただし、別表第二の(い)の項に掲げる配置図又は平面図は、別表第三の(三)の項の(い)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(四)の項の(い)欄に掲げる日影図と、別表第二の(い)の項の(い)欄に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、別表第三の(三)の項の(い)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(1) 別表第二の各項に掲げる図書

2 (4)
四・五（略）
(2) (5)（略）

（畜舎建築利用計画の記載事項）

第六十六条 法第三条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 家畜の飼養の用に供する施設又は農林水産省令第二条に規定する

施設のうち同条第一号に掲げるものの敷地又はこれに隣接し、若し

くは近接する土地に建築等をし、これらの施設と一体的に利用する

畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、

当該施設の所在地

四 畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあつては、その用途に供す

る部分に保管する物資の種類

五 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、その用途に供す

る部分に保管する車両及び物資の種類

六 (略)

(畜舎建築利用計画の認定基準)

第七十条 法第三条第三項第六号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあつては、その借主（法人にあつては、その役員を含む。）が法第三条第四項第二号に規定する者に該当しないこと。

二 (略)

三 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては

、家畜の飼養の用に供する施設又は農林水産省令第二条に規定する

施設のうち同条第一号に掲げるものの敷地又はこれに隣接し、若し

くは近接する土地に当該畜舎等の建築等が行われること。

四 畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあつては、その用途に供す

る部分に保管する物資が畜産經營に必要なものであること。

五 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、その用途に供す

る部分に保管する車両及び物資が畜産經營に必要なものであること。

(新設)

(新設)

(略)

(畜舎建築利用計画の認定基準)

第七十条 法第三条第三項第六号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあつては、その借主（法人にあつては、その役員）が法第三条第四項第二号に規定する者に該当しないこと。

二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七十二条 (略)

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七十二条 (略)

2 法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める範囲内の行為をする認定畜舎等に係る添付図書にあつては、別表第二の(一)の項の(1)欄に掲げる付近見取図、配置図、平面図又は床面積求積図のうち変更に係るものに同条第一項に規定する不適合部分の基準が適用されない旨を明示することとする。

3 (5) (略)

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第七十三条 法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は

、次に掲げるものとする。

一 法第三条第二項第一号及び第六号並びに第六十六条第六号に掲げる事項の変更

二 (略)

三 法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからタまでに掲げるものであつて、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかなる変更

イ～ホ (略)

ヘ 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小بارりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が第八条各号に規定する構造計算（発酵槽等にあつては、第六十条の三第二項第二号に規定する構造計算）によつて確かめられる安全性を有するものに限る。）

トール (略)

ヲ 開口部の位置及び大きさの変更

2 法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める範囲内の行為をする認定畜舎等に係る添付図書にあつては、別表第二の(1)の項に掲げる図書のうち変更に係るものに同条第一項に規定する不適合部分の基準が適用されない旨を明示することとする。

3 (5) (略)

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第七十三条 法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は

、次に掲げるものとする。

一 法第三条第二項第一号及び第六号並びに第六十六条第三号に掲げる事項の変更

二 (略)

三 法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからヨまでに掲げるものであつて、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかなる変更

イ～ホ (略)

ヘ 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小بارりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であつて、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が第八条各号に規定する構造計算によつて確かめられる安全性を有するものに限る。）

トール (略)

ヲ 開口部の位置及び大きさの変更（耐火建築物若しくは準耐火建

築物である畜舎等又は防火地域若しくは準防火地域内にある畜舎等で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるものを除く。）

ワヨ (略)
タ別表第一の(二)の項の(ろ)欄及び別表第二の(二)の項の(ろ)欄に掲げる

ワヨ (略)
(新設)

五 四
第六十六条第三号に掲げる事項の変更
(略)

六 六十六条第四号及び第五号に掲げる事項の変更であつて、変更
後も当該事項に係る物資又は車両が畜産経営に必要な物資又は車両
であることが明らかに変更

2 (略)

(仮使用の認定の申請)

第七十六条 法第六条第二項ただし書の規定により都道府県知事の仮使用の認定を受けようとする者（次項において「仮使用認定申請者」という。）は、様式第十号による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(い)の項及び(は)の項に掲げる図書（発酵槽等を仮使用する場合にあつては、(ろ)の項及び(は)の項に掲げる図書）その他都道府県知事が必要と認める図書及び書類を添えて、都道府県知事に提出するものとする。

(は)	(ろ)	(い)		図書の種類	明示すべき事項
(略)	配置図	(略)			
(略)	縮尺、方位、発酵槽等の位置及び申請に係る仮使用の部分	(略)			

2 (略)

ワヨ (略)
(新設)

四 (略)
(新設)

2 (略)

(仮使用の認定の申請)

第七十六条 法第六条第二項ただし書の規定により都道府県知事の仮使用の認定を受けようとする者（次項において「仮使用認定申請者」という。）は、様式第十号による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書（発酵槽等を仮使用する場合にあつては、(は)の項及び(は)の項に掲げる図書）その他都道府県知事が必要と認める図書及び書類を添えて、都道府県知事に提出するものとする。

(ろ)	設 (新)	(い)		図書の種類	明示すべき事項
(略)	(新設)	(略)			
(略)	(新設)	(略)			

2 (略)

(基準時)

第七十七条 この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四条第一号、第六条、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第三号若しくは第四号、第二十八条、第三十条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項が五十六第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第七十九条 法第八条第一項の規定により第四条第一号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における認定畜舎等の敷地及び構造が建築基準法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定のただし書を除く。）、第五十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第五十三条の二第一項（ただし書を除く。）及び第三項、第五十六条第一項（同法別表第三の欄の四の項及び五の項に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。別表第九の（）の項において同じ。）、第二項から第四項まで、第六項及び第七項（第二号及び第三号を除く。）、第五十六条の二第一項（同法別表第四の欄の四の項に係る部分及びただし書を除く。）、第二項から第五項まで、第五十七条の四第一項本文、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項建築物の容積率に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。）及び第二項、第六十条の二の二第一項から第二項まで（これらの規定の

(基準時)

第七十七条 この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四条第一号、第六条、第二十四条、第二十六条第五号若しくは第六号、第二十八条、第三十条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第七十九条 法第八条第一項の規定により第四条第一号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における認定畜舎等の敷地及び構造が建築基準法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定のただし書を除く。）、第五十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第五十三条の二第一項（ただし書を除く。）及び第三項、第五十六条第一項（同法別表第三の欄の四の項及び五の項に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。別表第九の（）の項において同じ。）、第二項から第四項まで、第六項及び第七項（第二号及び第三号を除く。）、第五十六条の二第一項（同法別表第四の欄の四の項に係る部分及びただし書を除く。）から第五項まで、第五十七条の四第一項本文、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項建築物の容積率に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。）及び第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで（これらの規定のただし書を除く。

ただし書を除く。）並びに第六十条の三第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第二項本文の規定並びに同法第四十九条、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項及び第六十八条の二第一項（建築基準法施行令第百三十六条の二の五第一項（建築物の容積率に係る部分に限る。）の規定に係る部分を除く。別表第九の〔二〕の項において同じ。）の規定に基づく条例の規定に適合すること。

二 （略）

（耐火建築物等としなければならない畜舎等関係）

第八十一条の二 法第八条第一項の規定により第二十四条の二の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えないこととする。

（防火地域及び特定防災街区整備地区関係）

第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第三号（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）又は第四号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等については、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一～五 （略）

（準防火地域関係）

第八十三条 法第八条第一項の規定により第二十六条第三号（準防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定め

（新設）

第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第五号（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）又は第六号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等については、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一～五 （略）

（準防火地域関係）

第八十三条 法第八条第一項の規定により第二十六条第五号（準防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定め

。）並びに第六十条の三第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第二項本文の規定並びに同法第四十九条、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項及び第六十八条の二第一項（建築基準法施行令第百三十六条の二の五第一項（建築物の容積率に係る部分に限る。）の規定に係る部分を除く。別表第九の〔二〕の項において同じ。）の規定に基づく条例の規定に適合すること。

二 （略）

（防火地域及び特定防災街区整備地区関係）

第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第五号（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）又は第六号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等については、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一～五 （略）

（準防火地域関係）

第八十三条 法第八条第一項の規定により第二十六条第五号（準防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等（木造の認定畜舎等にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定め

るところによる。

一〇四 (略)

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第八十六条 法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、
第二十四条の二、第二十六条第四号、第四十五条、第四十六条第一項、
第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項
、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項ま
で又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項
の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の
主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、
当該行為の全てとする。

3 2 (略)

法第八条第一項の規定により第二十六条第三号の規定に係る法第七
条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項
第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為につ
いては、次に定めるところによる。

一・二 (略)

4 (略)

(認定畜舎等の利用の状況の報告)

第九十一条 法第十三条第一項の規定による報告は、様式第十七号によ
る報告書を都道府県知事に提出することにより、おおむね五年に一回
、都道府県知事の定める日までに行うものとする。ただし、畜産業用
倉庫の用途に供する畜舎等にあつてはその用途に供する部分に保管し
ている物資の種類を、畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては
その用途に供する部分に保管している車両及び物資の種類を明らかに
する写真を添えなければならない。

(面積、高さ等の算定方法)

るところによる。

一〇四 (略)

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第八十六条 法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、
第二十六条第六号、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一
項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一
項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条
第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受
けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める
範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該行為の全てと
する。

3 2 (略)

法第八条第一項の規定により第二十六条第五号の規定に係る法第七
条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項
第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為につ
いては、次に定めるところによる。

一・二 (略)

4 (略)

(認定畜舎等の利用の状況の報告)

第九十一条 法第十三条第一項の規定による報告は、様式第十七号によ
る報告書を都道府県知事に提出することにより、おおむね五年に一回
、都道府県知事の定める日までに行うものとする。

(面積、高さ等の算定方法)

第九十四条 法第十九条の主務省令で定める畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一・二 (略)
 三 床面積 建築基準法施行令第二条第一項第三号(発酵槽等にあっては、同項第五号)に定めるところによる。ただし、地階の機械室その他これらに類する畜舎等の部分を有する畜舎等の床面積には、当該部分の床面積を算入しない。
 四・六 (略)

別表第一（第六十四条関係）

		(一)		(二)	
		畜舎等(発酵槽等を除く) 。以下この表において同じ。)			
配置図	付近見取図	図書の種類	(三)		
		明示すべき事項			
土地の高低、敷地 畜舎等との別	縮尺及び方位 方位、道路及び目標となる地物	方位、道路及び目標となる地物			

別表第一（第六十四条関係）

平面図		配 置 図	付 近 見 取 図	図 書 の 種 類	明 示 す べ き 事 項
間取り、各室の用途及び床面積	縮尺及び方位	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別	縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	

第九十四条 法第十九条の主務省令で定める畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一・二 (略)
 三 床面積 建築基準法施行令第二条第一項第三号に定めるところによる。ただし、地階の機械室その他これらに類する畜舎等の部分を有する畜舎等の床面積には、当該部分の床面積を算入しない。

四・六 (略)

表 地盤面算定		断面図	立面図又は二面以上の地盤面	床面積求積図	平面図	と敷地の接する道の境界部分との高差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ
地盤面を算定する	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	申請に係る畜舎等の各部分の高さ	申請に係る畜舎等の各部分の高さ	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式

地盤面算定表		二面以上の立面図又は断面図	床面積求積図	二以上の避難口の位置
地盤面を算定するための算式	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	地盤面	縮尺	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式

(二)

発酵槽等

主要部分の材料の 発酵槽等の高さ	縦断面図 側面図又は 縦断面図	縮尺	横断面図 平面図又は 横断面図	床面積	縮尺	土地の高低及び申 請に係る発酵槽等 の各部分の高さ	位置並びに申請に 係る発酵槽等と他 の畜舎等及び発酵 槽等との別	敷地境界線、申請 に係る発酵槽等の 位置並びに申請に 係る発酵槽等と他 の畜舎等及び発酵 槽等との別	配置図	付近見取図	方位、道路及び目 標となる地物	ための算式
---------------------	-----------------------	----	-----------------------	-----	----	---------------------------------	---	---	-----	-------	--------------------	-------

別表第二（第六十四条関係）

		(イ)			
		(ロ)			
		(ハ)			
畜舎等（発酵槽等を除く 。以下この表において同じ。）		付近見取図	図書の種類	明示すべき事項	
配置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	明示すべき事項	(ハ)
敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別	縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	明示すべき事項	(ロ)
擁壁の設置その他 安全上適当な措置	擁壁の設置その他安全上適当な措置	縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	明示すべき事項	(イ)
土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ	縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	明示すべき事項	(イ)
の高さ る畜舎等の各部分 の高さ	の高さ る畜舎等の各部分 の高さ	の高さ	の高さ	の高さ	の高さ

別表第二（第六十四条関係）

平面図				(イ)			
				付近見取図		図書の種類	
				配 置 図	明 示 す べ き 事 項	方 位 、 道 路 及 び 目 標 と な る 地 物	方 位 、 道 路 及 び 目 標 と な る 地 物
間取り、各室の用途及び床面積	縮尺及び方位	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 経路	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 経路	部分との高差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ	部分との高差及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別	部分との高差及び申請に係る畜舎等と他の畜舎等との別

図 床面積求積	平面図								敷地の接する道路 の位置、幅員及び 種類
	床面積の求積に必 要な畜舎等の各部 位	床面積の求積に必 要な畜舎等の各部 位	二以上の避難口の 位置	延焼のおそれのあ る部分の外壁の位 置及び構造	開口部の位置	間取り、各室の用 途及び床面積	壁及び筋かいの位 置及び種類	縮尺及び方位	

地盤面算定表	面図					面図		床面積求積図	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び 構造	開口部の位置	壁及び筋かいの位置及び種類
	二面以上 の断	二面以上 の立	縮尺	構造	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の 構造	縮尺	構造				
畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	部分の高さ	高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各 部分の高さ	床及び屋根（天井がある場合は、天井）の 高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各 部分の高さ	地盤面	縮尺	構造	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の 構造	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸 法及び算式	二以上の避難口の位置		

基礎伏図	表 地盤面算定							断面図 二面以上の 二面以上の 立面図	開口部の位置	縮尺	分の寸法及び算式
	縮尺並びに構造耐力上主要な部分のための算式	地盤面を算定するための算式	地盤面を算定するための算式	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	床及び屋根(天井)の高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各部分の高さ	地盤面	縮尺				
力上主要な部分の縮尺並びに構造耐力上主要な部分のための算式	縮尺並びに構造耐力上主要な部分のための算式	地盤面を算定するための算式	地盤面を算定するための算式	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	床及び屋根(天井)の高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各部分の高さ	地盤面	縮尺	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	開口部の位置	縮尺	分の寸法及び算式

(は)	構造詳細図	小屋伏図	床伏図	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	地盤面を算定するための算式
-----	-------	------	-----	------	---------------------------	---------------

										(二)			
										発酵槽等			
縦断面図又は側面図	側面図又は	横断面図	平面図又は					配置図	付近見取図	構造詳細図	小屋伏図	床伏図	法
発酵槽等の高さ	縮尺	縮尺	縮尺	の各部分の高さ	請に係る発酵槽等	土地の高低及び申請に係る発酵槽等と他の畜舎等及び発酵槽等との別	敷地境界線、申請に係る発酵槽等の位置並びに申請に係る発酵槽等と他の畜舎等及び発酵槽等との別	縮尺及び方位	標となる地物	方位、道路及び目標となる地物	材料の種別及び寸法		

別表第三（第六十四条関係）

(二)		(一)	
る畜舎等	適用され る規定が 第十九条	(略)	(イ)
畜舎等	が適用され る規定 項本文の規 定が適用され る規定 第十九条第一	(略)	
配置図	付近見取図	(略)	(ロ)
畜舎等の各部分か の位置	内における畜舎等 敷地境界線、敷地 空地の状況	(略)	明示すべき事項

構造計算書		構造詳細図	
算定	応力算定及び断面	主要部分の材料の 種別及び寸法	縮尺

別表第三（第六十四条関係）

(二)		(一)	
る畜舎等	適用され る規定が 第十九条	(略)	(イ)
	(新設)	(略)	
(新設)	(新設)	(略)	(ロ)
(新設)	(新設)	(新設)	明示すべき事項

畜舎等 が適用される 項本文の規定 第十九条第二項	規定が適用さ れる畜舎等 第十九条第一項 ただし書の規 定が適用さ れる畜舎等 第十九条第一項	
規 定に適 合する ことの規 定に適合 する事項 第十九条第 二項本文の 規定に適合 する事項 第十九条第 二項本文の 規定に適合 する事項審 査に必要な事 項に規定する 構造方法への 適合性審査に 必要な事項	書 了時間 計算 通常火災終 了時間 図 の構造詳細 耐 火構造等	平面図 の算出に当たつて 必要な建築設備の 位置 通常火災終了時間 び面積 防火区画の位置及 壁の位置 耐力壁及び非耐力 壁の位置 畜舎等の各部分の 高さ 距離 ら空地の反対側の 境界線までの水平
規 定に適 合する ことの規 定に適合 する事項 第十九条第 二項本文の 規定に適合 する事項 第十九条第 二項本文の 規定に適合 する事項審 査に必要な事 項に規定する 構造方法への 適合性審査に 必要な事項	及びその算出 方法 通常火災終了時間 及び寸法 別及び寸法 の構造、材料の種 主要構造部の断面	通常火災終了時間 の算出に当たつて 必要な建築設備の 位置 通常火災終了時間 び面積 防火区画の位置及 壁の位置 耐力壁及び非耐力 壁の位置 畜舎等の各部分の 高さ 距離 ら空地の反対側の 境界線までの水平

規 定が適用さ れる畜舎等 第十九条本文 の規定が適用 される畜舎等 第十九条本文	(新設)			
との確 認に適 合する文 文の規 定に規 定に適合 する事項 第十九条本 文の規 定に適合 する事項 第十九条本 文の規 定に適合 する事項	(新設)	(新設)	(新設)	
要 な事 項の適 合性審 査に必 要な事 項に規 定する構 造方法へ の適合性審 査に必要 な事項 第十九条本 文に規 定する構 造方法へ の適合性審 査に必要 な事項	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

				(七)	(六) ∑ (三)	
畜舎等	規定が適用される	第二十四条の二の規定	第二十四条	等れる畜舎	第二十四条の規定が適用される	(略)
れる畜舎等	規定が適用され る畜舎等	規定が適用され る畜舎等	規定が適用され る畜舎等	一項ただし書	第一項本文の規 定が適用され る畜舎等	第十九条第二 項ただし書の規 定が適用され る畜舎等
平面図				(略)	(略)	(略)
外壁、袖壁、塀そ の位置	耐力壁及び非耐 力壁	備の位置	開口部及び防火設 備	(略)	(略)	(略)

				(七)	(六) ∑ (三)	
(新設)		等れる畜舎		第二十四条の規定が適用される	(略)	
(新設)	(新設)	畜舎等	第一項本文の規 定が適用され る畜舎等	第二十四条本 条の規定が適 用される畜舎	第十九条第一 項ただし書の規 定が適用され る畜舎等	
(新設)	(新設)		(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)

畜舎等	用される	規定が適	条の三の	第二十四														
畜舎等	が適用される	が適用される	第三項の規定	、第二項又は	第三項本文	第二十四	第二十四	第二十四	第二十四	第二十四	第二十四	第二十四	第二十四					
表	室内仕上げ					平面図	付近見取図	量表	危険物の数	図の構造詳細	耐火構造等							
別及び厚さ	仕上げの材料の種	に規定する部分の	第一百二十八条の五	建築基準法施行令	高さ	るものの位置及び	外壁、袖壁、墀そ	壁の位置	耐力壁及び非耐力	況畜舎等の周囲の状	数量	法	主要構造部、軒裏	、天井及び防火設	るもの的位置及び	の他これらに類す	るるもの的位置及び	の高さ

(新設)													
(新設)							(新設)						
(新設)						(新設)	(新設)	(新設)				(新設)	
(新設)						(新設)	(新設)	(新設)				(新設)	

(八)													
等 が 適 用 さ れる 畜 舍													
規定 が 適用 さ れる 畜 舍	第二 十五 条 の 規 定	第二 十五 条 第 一 項 本 文 の 規 定 が 適用 さ れ る 畜 舍 等	第二 十五 条 第 一 項 本 文 の 規 定 が 適用 さ れ る 畜 舍 等	第二 十四 条 第 三 三 項 の 規 定 が 適用 さ れ る 畜 舍 等	第二 十四 条 第 三 三 項 の 規 定 が 適用 さ れ る 畜 舍 等	第二 十四 条 第 百 二 十八 条 の 五 第七 項 に 規 定 す る 建 築 基 準 法 施 行 令	外 壁 、 袖 壁 、 塀 そ の 他 これ ら に 類 す る もの の 位 置 及 び	耐 力 壁 及 び 非 耐 力 壁 の 位 置	畜 舍 等 の 周 囲 の 状 況	第三 一 項 た だ し 書 の 規 定 が 適用 さ れる 畜 舍 等	第二 十四 条 の 規 定		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平面 図	(略)	(略)	(略)	付 近 見 取 図			
(略)	(略)	(略)	(略)	要 な 事 項	確 認 す る た め に 必 要	に 該 当 す る こ と を め る 建 築 物 の 部 分	國 土 交 通 大 臣 が 定 め る 建 築 物 の 部 分	第 百 二 十八 条 の 五 第七 項 に 規 定 す る 建 築 基 準 法 施 行 令	高 さ	外 壁 、 袖 壁 、 塀 そ の 他 これ ら に 類 す る もの の 位 置 及 び	(新設)	(新設)	(新設)
(八)													
等 が 適 用 さ れる 畜 舍													
畜 舍 等 が 適 用 さ れる 畜 舍	第二 十五 条 の 規 定	第二 十五 条 第 一 項 本 文 の 規 定 が 適用 さ れ る 畜 舍 等	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

		(三)	(三) (九)	
	定が適用される発酵槽等の三の規定第六十条	(略)		
	適用される発酵槽等の三項の規定第六十条の三		れる畜舎等	
縦断面図又は側面図	横断面図又は平面図	配置図	(略)	
並びに材料の種別 高さ及び構造方法 発酵槽等の各部の 構造方法	料の種別 構造方法並びに材 の位置、寸法及び 接合部を含む。 部分である部材(一) 構造耐力上主要な 畜舎等の位置、寸 法及び構造方法 並びに材料の種別 位置及び構造方法 発酵槽等の各部の 位置及び寸法及び 平面形 状	び寸法 位置、構造方法及 び発酵槽等の各部の 位置、構造方法及 び寸法	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

基礎伏図	構造詳細図											
	基礎の配置、寸法及び構造並びに方法	基礎の配置、寸法及び構造並びに方法	基礎の配置、寸法及び構造並びに方法	基礎の配置、寸法及び構造並びに方法	鉄筋及び定着の方法	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	構造耐力上重要な部分である接合部	部分である接合部	口並びに溶接の構造方法	並びに継手及び仕事	料の種別及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法

(新設)	(新設)				(新設)			
(新設)								

		計画書	施工方法等	料一覧表	使用構造材	地盤説明書			及び基礎・敷地断面図		
及び養生方法	度試験方法、調合	コンクリートの強度	置き確保するための措置	耐力上の安全性を確保するための構造力等に対する構造	る基礎ぐいの打撃動により設けられ	打撃、圧力又は振動により設けられ	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	支持地盤の種別及び位置	寸法に材料の種別及び

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

(二)	(一)													
第七十九条の規定が適用される認定畜舎等	(略)	(略)	(い)											
断面図二面以上	(略)	(略)	図書の種類	(ろ)										
(略)	(略)	(略)	明示すべき事項											

(二)	(一)													
第七十九条の規定が適用される認定畜舎等	(略)	(略)	(い)											
断面図二面以上	(略)	(略)	図書の種類	(ろ)										
建築基準法第五十六条第一項から第	(略)	(略)	明示すべき事項											

								(三)	
								第八十条から第八十七条 までの規定が適用される 認定畜舎等	
(略)	第八十一条の二 の規定が適用さ れる認定畜舎等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	平面図	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	分 又 は 改 築 に 係 る 部	基 準 時 以 後 の 増 築	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	用途地域の境界線	
								(三)	
								第八十条から第八十七条 までの規定が適用される 認定畜舎等	
(略)	(新設)	第八十一条の規 定が適用される 認定畜舎等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(新設)	平面図	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	四項まで及び第六 項の規定による建 築物の各部分の高 さの限度
(略)	(新設)	分 又 は 改 築 に 係 る 部	基 準 時 以 後 の 増 築	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第六十三条関係）(木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。)

20cm以上

畜舍等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済	
認定年月日・番号	年月日第号
認定した者	
認定計画実施者氏名（名称）	
備考	

(注意) ()には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。

様式第一号の次に次の様式を加える。

様式第一号の二（第六十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

20cm以上

15cm
以上

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済	
認定年月日・番号	年　月　日　第　号
認定した者	
認定計画実施者氏名（名称）	

↑	
↓	<p>【1. 畜舎等全体の利用の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> □通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が一定の数値以下であること。(最大滞在者数 人/延べ滞在時間 時間) □午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数が0であること。 □災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。 □2以上の避難口が特定されていること。 □定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 □定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 <p>【2. 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> □床面積500m²以内ごとに1以上の避難口が特定されていること。 □災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にすること。 □火気を使用しないこと。 □消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。 □畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用車両等以外のものを保管しないこと。 □畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。
↓	<p>備考</p>
↑	<p>(注意) 1. (構造畜舎等) には、「A構造畜舎等」又は「B構造畜舎等」と記入すること。 2. 適用を受ける利用基準の□に✓印を付けること。</p>

様式第一号を次のように改める。

様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画の認定申請書

年　　月　　日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

畜舎建築利用計画

1. 申請者の概要

(1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

(2) 住所又は主たる事務所の所在地：

(3) 連絡先：

2. 畜舎等の概要

(1) 数及び種類

①申請に係る畜舎等の数：

②申請に係る畜舎等の種類

・番号：

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付隨する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付隨する畜産業用倉庫

堆肥舎に付隨する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

③申請に係る畜舎等の構造

・番号：

一部 造

A 構造畜舎等 B 構造畜舎等 発酵槽等

(2) 工事施工地又は所在地：

都市計画区域内（市街化区域及び用途地域外）

準都市計画区域内（用途地域外）

都市計画区域及び準都市計画区域外

(3) 規模及び間取り

- ①番号：
②高さ： m
③床面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
④間取り □居住のための居室を有しない。

3. 設計者等に関する事項

(1) 設計者

①代表となる設計者

イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号

ロ. 氏名：

ハ. 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ. 所在地：

ホ. 連絡先：

ヘ. 作成した設計図書：

②その他の設計者

イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号

ロ. 氏名：

ハ. 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ. 所在地：

ホ. 連絡先：

ヘ. 作成した設計図書：

(2) 工事監理者

①代表となる工事監理者

イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号

ロ. 氏名：

ハ. 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ. 所在地：

ホ. 連絡先：

ヘ. 工事と照合する設計図書：

②その他の工事監理者

イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号

ロ. 氏名：

ハ. 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ. 所在地：
ホ. 連絡先：
ヘ. 工事と照合する設計図書：

(3) 工事施工者

イ. 氏名：
ロ. 営業所名：建設業の許可 () 第 号
ハ. 所在地：
ニ. 連絡先：

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項（畜舎等の床面積の合計が3,000m²超の場合に記載すること。）

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- ①区域、地域、地区又は街区（都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火地域以外）：
- ②道路
- イ. 幅員：
ロ. 敷地と接している部分の長さ：
- ③敷地面積
- イ. 敷地面積：
ロ. 第45条第1項の規定による畜舎等の建蔽率：
ハ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
- ④建築面積
- イ. 建築面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
ロ. 建蔽率：
- ⑤認定等：
- ⑥備考：

(2) 畜舎等別の構造及び設備の概要

- ①番号：
- ②建築設備の種類
 - 電気設備 ガス設備 給水設備 排水設備 換気設備 暖房設備
 - 冷房設備 消火設備 排煙設備 汚物処理の設備
- ③屋根：
- ④外壁：
- ⑤軒裏：

⑥便所の種類 水洗 くみ取り

⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合

耐火構造

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

準耐火構造

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

その他

⑧第19条第2項又は第20条の規定の適用

第19条第2項本文の規定の適用を受ける畜舎等

第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等

⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等における第24条第1項本文等の規定の適用

第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜舎等

⑩第26条の規定の適用

第26条第1号に掲げる畜舎等

第26条第2号に掲げる畜舎等

第26条第3号に掲げる畜舎等

防火地域 準防火地域

第26条第4号に掲げる畜舎等

⑪備考：

（3）畜舎等の独立部分別概要

①番号：

②高さ： m

③床面積：

④構造： 造 一部 造

⑤構造計算に用いたプログラムの名称：

⑥備考：

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

（1）番号：

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳(畜舎内搾乳)	その他畜舎等内における作業(診療、種付け、保管する物資の整理等)
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計				時間

- 通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000m ² 以下	4人	8時間
□1,000m ² 超2,000m ² 以下	8人	16時間
□2,000m ² 超3,000m ² 以下	12人	24時間
□3,000m ² 超	16人	32時間

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2以上の避難口が特定されている。
- 堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、
様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は
第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等にお
ける取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消防作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又は
その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(6) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業
用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500m²を超える畜舎等にあつ
ては、床面積500m²以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。
- 火気を使用しない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管
理を適切に行う。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜產
業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しな
い。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間
仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

6. 申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 番号：

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法：

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号：

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日：

(3) 工事完了予定年月日：

8. その他必要な事項

(1) 法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

②畜舎等の建築等に関する法令の遵守状況

中請に係る畜舎等の建築等によって、中請者が所有する当該畜舎等以外の建築物及びその敷地が畜舎等の建築等に関する法令に違反することとならない。

(2) 畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

②住所：

③借主（法人にあっては、その役員を含む。）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の

規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定 :

農場名及びその所在地 :

備考 :

(3) 申請に係る畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等の場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該申請に係る畜舎等であるものに限る。）の所在地 :

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類 :

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類 :

(4) 特例畜舎等が第48条第2項の規定の適用を受ける場合

□第48条第2項の規定による都道府県知事の認定を受けたものである。

9. 備考

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
- ② □がある場合は、該当する□に✓印を付けること。
- ③ 2. (1) ②及び③並びに (3)、4. (2)、5.、6. 並びに 7. (1) は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 4. (3) は申請に係る畜舎等（独立部分が2以上ある場合においては独立部分。以下同じ。）ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

様式第九号を次のように改める。

様式第九号（第七十五条関係）

認定畜舎等の建築等工事完了届

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎等の建築等の工事が完了しましたので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

2. 届出に係る工事の概要

(1) 工事施工地：

(2) 工事の種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 工事着手年月日：

(4) 工事完了年月日：

3. 届出に係る認定畜舎等の概要

(1) 番号：

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

- 発酵槽等
堆肥舎に付隨する畜産業用倉庫
堆肥舎に付隨する畜産業用車庫
発酵槽等を制御するための施設
- (3) 規模：床面積の合計 m²

4. 備考

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
- ② □がある場合は、該当する□に✓印を付けること。
- ③ 3. は、届出に係る認定畜舎等ごとに記入すること。届出に係る認定畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 床面積が3,000m²を超える認定畜舎等にあっては、第75条第1項第1号の規定により、屋根の小屋組の工事の終了時、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事の終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事の終了時その他都道府県知事が必要と認めて指定する工程の終了時における当該認定畜舎等に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真を添付すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十三号から様式第十五号までを次のように改める。

様式第十三号（第八十九条関係）

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

譲渡人 住 所 又 は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称
連絡先
代表者の氏名
譲受人 住 所 又 は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称
連絡先
代表者の氏名

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定により、
認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

記

1. 譲渡及び譲受けの予定年月日：

2. 譲渡及び譲受けの理由：

3. 譲渡及び譲受けに係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

4. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の所在地：

5. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人數	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計				時間

□通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000m ² 以下	4人	8時間
□1,000m ² 超2,000m ² 以下	8人	16時間
□2,000m ² 超3,000m ² 以下	12人	24時間
□3,000m ² 超	16人	32時間

（2）避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□2以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（3）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

□様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消防作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500m²を超える畜舎等にあっては、床面積500m²以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。
- 火気を使用しない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

6. 謙渡及び謙受けに係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

- ①家畜の種類：
- ②頭数：

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(3) 家畜排せつ物の処理方法：

7. 謙渡及び謙受けに係る認定畜舎等のその他必要な事項

(1) 謙受人（法人にあっては、その役員を含む。）の法令遵守状況

- 家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法

律第166号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定 :

農場名及びその所在地 :

備考 :

(2) 畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎(いずれも当該施設に付随する施設が当該譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等であるものに限る。)の所在地 :

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類 :

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類 :

(注意)

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十四号（第八十九条関係）

合併認可申請書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住　所　又　は
主たる事務所の所在地
合併する法人の名称
代　表　者　の　氏　名
連　絡　先

住　所　又　は
主たる事務所の所在地
合併する法人の名称
代　表　者　の　氏　名
連　絡　先

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定により、
法人の合併について認可を受けたいので申請します。

記

1. 合併予定年月日：

2. 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所：

3. 合併の理由：

4. 合併に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

5. 合併に係る認定畜舎等の所在地：

6. 合併に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合）

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計				時間

- 通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000m ² 以下	4人	8時間
□1,000m ² 超2,000m ² 以下	8人	16時間
□2,000m ² 超3,000m ² 以下	12人	24時間
□3,000m ² 超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2以上の避難口が特定されている。
- 堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合）

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、
様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は
第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等にお
ける取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消防作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又は
その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業
用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500m²を超える畜舎等にあつ
ては、床面積500m²以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。
- 火気を使用しない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管
理を適切に行う。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜產
業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しな
い。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間
仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

7. 合併に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(3) 家畜排せつ物の処理方法：

8. 合併に係る認定畜舎等のその他必要な事項

(1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他の家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

(2) 畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該合併に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

(注意)

がある場合は、該当するに✓印を付けること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十五号（第八十九条関係）

分割認可申請書

年　　月　　日

都道府県知事 殿

住 所 又 は
主たる事務所の所在地
分割する法人の名称
代 表 者 の 氏 名
連 絡 先

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定により、法人の分割について認可を受けたいので申請します。

記

1. 分割予定年月日：

2. 分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所：

3. 分割の理由：

4. 分割に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

5. 分割に係る認定畜舎等の所在地：

6. 分割に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人數	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計				時間

□通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000m ² 以下	4人	8時間
□1,000m ² 超2,000m ² 以下	8人	16時間
□2,000m ² 超3,000m ² 以下	12人	24時間
□3,000m ² 超	16人	32時間

（2）避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□2以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（3）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

□様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□定期的な消防作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500m²を超える畜舎等にあっては、床面積500m²以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

□火気を使用しない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

7. 分割に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(3) 家畜排せつ物の処理方法：

8. 分割に係る認定畜舎等のその他必要な事項

(1) 畜舎等を承継する法人の役員の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

(2) 畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該分割に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

(注意)

がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十七号を次のように改める。

様式第十七号（第九十一条関係）

認定畜舎等の利用状況定期報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
報告者の連絡先
代表者の氏名

下記のとおり、認定畜舎等の利用の状況について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第1項の規定により、報告します。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

2. 認定畜舎等の所在地：

3. 認定畜舎等の概要

(1) 番号：

(2) 種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付隨する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付隨する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

4. 利用の状況

(1) 番号 :

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数 (堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数)

イ. 家畜の種類 :

頭数 :

②飼養形態 :

③家畜排せつ物の処理方法 :

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳(畜舎内搾乳)	その他畜舎等内における作業(診療、種付け、保管する物資の整理等)
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計				

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000m ² 以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000m ² 超2,000m ² 以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000m ² 超3,000m ² 以下	12人	24時間

□3,000m ² 超	16人	32時間
------------------------	-----	------

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

□2以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

□様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

□火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500m²を超える畜舎等にあっては、床面積500m²以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にしている。

□火気を使用していない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(注意)

- ① □がある場合は、該当する□に✓印を付けること。
- ② 3. 及び4. は報告に係る認定畜舎等ごとに記入すること。報告に係る認定畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十九号を次のように改める。

様式第十九号（第九十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

35cm以上

畜舍等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済	
認定年月日・番号	年月日 第号
認定した者	
認定計画実施者氏名（名称）	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
備考	

(注意)
① 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」は、変更の認定を受けた場合は、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」

- する法律による変更の認定済」とすること。
- (2) ()には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「畜舎構等」と記入すること。
- (3) 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入すること。
- (4) 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名稱及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○ 農林水産省告示第一号
国土交通省

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六号）第六十三条第八号

ホの規定に基づき、畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を次のように定める。

令和五年一月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件

第一 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資は、次に掲げるものとする。

一 飼料

二 敷料

三 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの

四 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの

五 もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なものの

六 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの

七 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具

八 第二各号に掲げるもの

第二 畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両は農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産經營に必要な車両とし、当該車両に付随する物資は次に掲げるものとする。

一 当該車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）

二 当該車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具

三 当該車両にけん引される農業用機械器具

この告示は、令和五年四月一日から施行する。